

# 中国の環境汚染民事差止についての 序論的考察（1）

——中国の学説および判例を中心として——

文 元 春

## はじめに

### I 問題の提起

### II 本稿の構成

#### 第1章 中国の学説

##### I 環境汚染民事責任の性質論

###### 1 無過失責任説

###### 2 過失責任説

##### II 民法通則134条1項規定の民事責任（特に、1号侵害の停止、2号妨害の排除、3号危険の除去、5号原状回復）の適用範囲及び環境汚染民事責任の負担方法

###### 1 民法通則134条1項の各責任形態の適用範囲

###### (1) 侵害の停止

###### (2) 妨害の排除

###### (3) 危険の除去

###### (4) 原状回復

###### 2 環境汚染民事責任の負担方法

###### (1) 侵害の停止、妨害の排除、危険の除去を危害の排除としてまとめて説明するもの

###### (2) 各責任形態に対する個別的説明

###### ① 侵害の停止

###### ② 妨害の排除

###### ③ 危険の除去

#### ④ 原状回復

### III 環境汚染による不法行為の成立要件及び免責事由

#### 1 環境汚染による不法行為の成立要件

##### 1.1 違法性

(1) 違法性必要説

(2) 違法性不用説

##### 1.2 損害

##### 1.3 因果関係

#### 2 免責事由

(1) 不可抗力

(2) 第三者の故意・過失

(3) 被害者の故意

### 第2章 差止めに関する中国の判例

#### I 具体的な裁判事例

〔裁判事例1〕 福建省寧德市屏南県事件

〔裁判事例2〕 河北楽亭近海水域において、複合汚染により養殖の貝類  
が大量死亡した事件（差止めおよび損害賠償（経済的損失および環境の回復費用）請求）

〔裁判事例3〕 永達公司（会社）の光汚染に対する陸耀東の差止め、損害賠償請求事件

〔裁判事例4〕 胡昌林と江西九江電力会社間の環境汚染（高圧電磁輻射）  
による損害賠償、差止め請求事件（以上、本号）

〔裁判事例5〕 孟昭風等と江蘇省省級機関事務管理局等間の相隣採光権  
侵害事件（差止めおよび損害賠償）（以下、次号）

〔裁判事例6〕 建築騒音に対する近隣住民の差止め請求事件

〔裁判事例7〕 粉塵被害による差止め、損害賠償請求事件

〔裁判事例8〕 騒音に対する差止め及び精神的損害賠償請求事件

〔裁判事例9〕 嫌忌施設（靈安室）の建設妨害行為に対する差止め請求事件

〔裁判事例10〕 吸い上げポンプによる騒音汚染に対する差止め、損害賠  
償（主に精神的損害）請求事件

## II 小括

### 第3章 検討

むすびにかえて

はじめに

### I 問題の提起

現在、中国は深刻な環境汚染・破壊に見舞われており、環境問題は既に中國の経済発展を阻害し社会の安定をも脅かす一要因になっている。例えば、2006年に国家環境保護総局（SEPA）と国家統計局が合同で公布した「中国クリーン国民経済採算研究報告2004」によると、2004年、全国で環境汚染によりもたらされた経済損失は、5118億元に達し、これは当年度GDPの3.05%を占めることになる。また、環境汚染問題は既に人々の健康を脅かしている。一例だけ挙げるならば、中国衛生部の統計によると、2001年から2003年までに障害をもって生まれた新生児のうち、その4分の1が、環境汚染によるものである。そして、環境汚染問題は社会の安定をも脅かしており、例えば、2005年、全国で起きた環境汚染及び破壊事故は1406件、環境紛争に関する陳情書は60万8千通に達し、2006年にはそれぞれ、842件、61万6千通に達した。近年には、汚染被害者が国家機関を囲い込み衝突する事件、交通幹線を渋滞させ、殴打・破壊・略奪・放火等の過激行為までもが現れ始めている。<sup>(2)</sup>

中国政府も、「科学的発展観」理論——持続可能な発展戦略——を提唱し、環境問題を深刻に受け止めてはいるが、それはあくまで環境保護と経済発展の調和を訴えるものであって、何も環境保護を優先するものではない。現行環境保護法1条もその目的を、「生活環境と生態環境を保護・改善し、汚染とその他の公害を防治し、人の健康を保障し、社会主义現代化建設の発展を促進するため、本法を制定する。」として、経済発展と環境保護の調和条項を設けている。経済優先の観念は未だ根強く、また、環境問題は各部門間の

利害得失等にも関わっており、その解決・実行はなかなかうまくいっていない。何よりも、公害における被害者救済が疎かにされているのが現状である。尤も、環境問題の解決には、行政による公法的規制・政策に依存するところが大きく、行政による真剣な取り組みなくしては解決不可能あるいは困難なものである。だからといって、公法的な手段によってそのすべてが解決されるわけではなく、それには限界もあり、被害者の救済には民事的手法の有用性が問われてしかるべきだと思われる。この点について付言するならば、中国の環境保護法および各環境特別法は、行政法という性質からして、被害者救済よりも汚染の防治と自然資源の保護すなわち行政的制裁手段により環境汚染者または破壊者の行政責任を追及すること（行政罰）に重点を置いている。また、現行刑法は、同第6章「社会管理秩序を妨害する罪」の第6節「環境資源保護破壊罪」（338条～346条）において、「重大環境汚染事故罪」、「輸入固体廃棄物を違法に処分する罪」等の環境犯罪を規定しており、被害者は「物的損失」を蒙ったときに、付帯民事訴訟を提起することができるが（刑事訴訟法第7章付帯民事訴訟77—78条）、その賠償額は少なく、被害者の損失を完全に填補することはできない。

公害などのように、継続した加害行為により人の健康等に被害が発生する場合においては、蒙った損害を事後的に填補するだけでは不十分であり、被害の広範性、損害の回復困難性等に鑑みて、健康等に対する被害や環境汚染を事前に差し止めることが特に重要である。日本民法にはこのような差止の明文規定は存在しないが（ただ、名誉毀損に関しては、民法723条に「名誉を回復するのに適當な処分を命ずることができる。」と規定している。）、判例・学説はその現実的な必要性から、様々な法的構成によりそれを認めてきた。その具体的な法的構成としては、いわゆる権利説と呼ばれている所有権等に基づく物権的請求権説、人格権説、環境権説などの構成と不法行為として理論付けようとする立場（不法行為説、利益説、準不法行為説などと呼ばれている）が挙げられているが、大部分の裁判例および従来の通説は権利構

成を探りながらも受忍限度論を採用していると説かれている。そして、裁判例の分析結果によると、公害差止めの法的構成については権利的構成、不法行為的構成のいずれの構成を探るかにかかわらず、受忍限度論を探るもののが大半であり、日照妨害や眺望侵害については受忍限度論のみを採用したものが圧倒的に多いとの指摘がある。<sup>(4)</sup>

中国の環境汚染問題については、日本でも注目され、日本人学者による研究は多数存在している。その中でも、片岡直樹教授の『中国環境污染防治法の研究』を挙げなくてはならないが、これらは、本稿が研究対象としている差止をその焦点としているものではない。片岡教授は、同著書において、「裁判で危害排除（環境保護法41条1項が定める、損害賠償と並ぶ環境汚染民事責任の負担方法——文補）が認められた例を紹介したものをほとんど目にすることことができ」<sup>(5)</sup>ず、「実際に危害排除が民事責任としてどのように認められているのかについては明らかでない。」と述べられている。一方、中国においても、もっぱら差止を取り上げて論じているものは、ほとんど見当たらない。

環境汚染による不法行為責任を定めた法律としては主に、民法通則124条（1986年4月12日制定、1987年1月1日より施行）と環境保護法41条（1989年12月26日制定、同日より施行）、及び各環境特別法がある。民法通則124条は、「国家の環境保護・污染防治の規定に違反して、環境を汚染し、他人に損害をもたらしたときは、法に基づき民事責任を負わなければならない。」と規定し、その文言上は「損害賠償」ではなく「民事責任」となっているから、同法134条1項（違約責任と不法行為責任をまとめて規定した民事責任の負担方法—文補）が定める「民事責任」としての「侵害の停止」、「妨害の排除」、「危険の除去」等の差止に当たる責任形態も認められると解することができる。一方、環境保護法41条1項は、「環境汚染の危害をもたらしたときは、その危害を排除するとともに、直接損害を受けた単位（この「単位」には、営利法人と非営利法人の両方が含まれる——文補）または個人に対し

て損失を賠償しなければならない。」として、損害賠償と並んで「危害の排除」をも規定しており、この「危害の排除」には、「侵害の停止」、「妨害の排除」、「危険の除去」が含まれると、一般的に解されている。なお、同条2項は、環境保護行政管理部門または環境監督管理権を行使する部門による紛争処理、同条3項は、免責事由に関する規定である。このように、現行中国法には差止の明文規定が存在している。また、2009年12月26日に、第11期全国人民代表大会常務委員会第12回会議において、「中華人民共和国権利侵害責任法」<sup>(6)</sup>（以下、単に「権利侵害責任法」という。）が採択され、2010年7月1日から施行されることとなった。同法は、第8章環境汚染責任という独立の章を設けて、環境汚染責任に関する4つの条文（同法65—8条）を置いている。以下、同法の関連規定と従来の学説・判例との相違点等を視野に入れつつ、同法についても可能な限り、検討を行うこととする。

本稿は、上記の民法通則および環境保護法の関連規定を中心として、中国の環境汚染民事差止について検討するものである。何故この2つの比較的古い法律を取り上げるかについて、若干説明しておく。第一に、今までの環境民事責任に関する中国の議論は、主に民法通則124条、同法134条および環境保護法41条を中心として、行われてきている。第二に、実際の裁判例の中では、その根拠条文として上記のものを挙げるのが一般的である。第三に、上記の関連条文は、その後の立法にも受継がれている。民法通則の関連規定は、権利侵害責任法にも反映されており、一部はそのまま踏襲されている。例えば、同法第15条は上記の責任形態を不法行為責任の負担方法として明記している。また、環境保護法は、その第5章「法的責任」において、環境汚染に関する行政責任と並んで民事責任を規定しており、その他の環境特別法も環境基本法である環境保護法に倣って、同じく「法的責任」という章において、環境汚染民事責任を規定している。しかも、その多くは、環境保護法41条が規定する順番通りであり、その文言もそのまま踏襲されているものが多い。具体的に、環境保護法41条1項に対応している法律の条文としては、

①海洋環境保護法90条1項（1982年8月23日制定、1999年12月25日改正2000年4月1日より施行）、②水污染防治法85条1項（1984年5月11日制定、1996年5月15日、2008年2月28日改正、2008年6月1日より施行）、③大気污染防治法62条1項（1987年9月5日制定、1995年8月29日、2000年4月29日改正、2000年9月1日より施行）、④水土保持法39条1項（1991年6月29日制定、同日より施行）、⑤固体廃棄物環境污染防治法85条（1995年10月30日制定、2004年12月29日改正、2005年4月1日より施行）、⑥環境騒音污染防治法61条1項（1996年10月29日制定、1997年3月1日より施行）、⑦放射性污染防治法59条（2003年6月28日制定、2003年10月1日より施行）などがある。

中国において、環境汚染差止制度を十分に活用して被害者の救済を十全なるものにするためには、なによりもまず、その現状を明らかにすることが大事だと考える。従って、本稿は、環境汚染民事差止に関して、中国でどのように議論され、実際の実務はどのように行われているかを明らかにすることをその主な課題とするものである。

## II 本稿の構成

そこで、本稿は、まず、環境汚染民事差止に関する中国の学説の議論状況を概観する（第1章）。その際に、中国の現行法規として、民法通則124条と環境保護法41条に環境汚染による不法行為責任に関する規定があり、また、民法通則134条1項に各種の民事責任の負担方法が挙げられていること等に鑑み、環境汚染民事責任の性質論（I）、民法通則134条1項規定の民事責任の適用範囲（特に、1号侵害の停止、2号妨害の排除、3号危険の除去、5号原状回復）及び環境汚染民事責任の負担方法（II）、環境汚染による不法行為の成立要件及び免責事由（III）の順で、その議論を見ていくことにする。また、差止に関する中国の判例（第2章）に関しては、まず、具体的な裁判事例を紹介する（I）。尤も、不作為請求がその基本型である差止請求

に関しては、積極的侵害と消極的侵害という分類方法はもとより、加害企業側から見たとき、既稼動型・未稼動型（建設は終了したが、未だに稼動していないもの）・建設計画段階型という分類方法および全部の差止、部分的差止、被害防止のための地域間協定、差止に代る補償等の問題も生じうると思われる所以、判例の検討の部分（II）においては、具体的な判例の中でこのようなものが考慮されているか、考慮されているとしたらどのような配慮が行われているかなども、検討することとする。なお、中国の環境汚染訴訟の判決文が公開されているのは少なく、判例の収集があまりできていないため、判例に対する検討は不十分である（基本的に、判決文が公開されているものから、取捨選択している——文補）。判例の収集も含めて、今後の課題としたい。

第3章では、これまで見てきた中国の学説（第1章）、判例（第2章）を総括し、その検討を行う。そして、最後に、現存する問題及び今後の課題について触れることとする（むすびにかえて）。

## 第1章 中国の学説

### I 環境汚染民事責任の性質論

環境汚染による不法行為責任を定めた民法通則124条は、次のように規定している。すなわち、「国家の環境保護・汚染防止の規定に違反して、環境を汚染し、他人に損害をもたらしたときは、法に基づき民事責任を負わなければならない」。また、同じく環境汚染民事責任に関する規定である環境保護法41条1項は、「環境汚染の危害をもたらしたときは、その危害を排除するとともに、直接損害を受けた単位又は個人に対して損失を賠償しなければならない。」と規定している。この環境汚染民事責任の性質については、主に、無過失責任説<sup>(7)</sup>と過失責任説<sup>(8)</sup>があり、無過失責任説が通説である。以下、両説について見てみよう。

#### 1 無過失責任説

論者によって若干異なるものの、その理由として、主に以下のようなもの  
<sup>(9)</sup>が挙げられている。

①環境汚染は、現代化工業の産物であり、企業が排出する排気ガス〔廃氣〕<sup>(10)</sup>、排水〔廃水〕、固体廃棄物〔廃渣〕（いわゆる「三廃」——文補）などの汚染物質は環境汚染の根源であり、現代科学技術水準の制限により、企業をして汚染を完全に除去することができず、また、汚染により生じた損害を完全に除去することもできないのであるから、公平原則に基づき利益を得る者が危険を負担し、損害を賠償すべきである。②現代工業生産の複雑さと汚染過程が錯綜し複雑化しているために、環境汚染は複雑な科学技術問題に関わっており、被害者が加害者の過失の有無を証明することは難しい。③無過失責任原則を探ることにより、汚染源をコントロールする者の責任を強化し、彼らをして着実に環境保護義務を履行し、積極的に措置を採って環境汚染を防止させることによって、経済利益、社会利益及び環境利益の統一を実現し、持続可能な発展戦略の実現を確保することができる。このほかに、④環境汚染責任について無過失責任を採用することは、世界各国の環境保護に関する立法および不法行為法の基本的な趨勢であり、中国の民事立法もこのような国際的な立法動向と接続すべきであること、⑤訴訟手続を簡略化し、速やかに事件を審理することに有利であることなどが挙げられている。<sup>(11)</sup>

このように、無過失責任説を採る学者の多くは、環境汚染民事責任は無過失責任を採用すべきであるとの理念的レベルの説明に終始しており、民法通則124条および環境保護法41条自体に焦点を当てた説明はほとんどなされていない。これは、両条文の文言自体からは、環境汚染責任の成立要件として過失を必要要件としておらず、無過失責任を規定したものだと理解するのが素直であり、敢えてこれについて説明する必要がないと考えたことによると思われる。また、無過失責任は、権利侵害責任法にも受継がれることとなった。しかし、環境汚染民事責任が無過失責任であるとしても、それは、汚染源による区別（個人間における生活妨害であるか、企業生産等による、いわ

ゆる「公害」であるか）により、異なるものかについて、必ずしも明らかではなかった。この点、今回の権利侵害責任法の立法解釈において、「住民間の生活汚染には過失責任を適用し、主に物権法に規定されている相隣関係により解決する」が、「企業生産による汚染等の環境汚染には無過失責任を適用し、主に、権利侵害責任法、環境保護法、大気汚染防治法、水汚染防治法等の関連法律により規律される」ことが、明らかとなつた。<sup>(12)</sup>

## 2 過失責任説

王成准教授は、民法通則124条について、「国家の環境保護・污染防治の規定に違反すること自体に過失（[過錯]——これは、「故意」と「過失」を含む広義の概念であり、本稿では、断らない限り「過失」として用いることとする。）があることになり、それは過失の客觀化の現れである」という。「国家の環境保護・污染防治の規定に違反して」という文言からは、それが指しているのは違法性要件であると理解するのが素直であろう。何故、このこと自体に過失があり、それは「過失の客觀化の現れ」であるかについては、何も述べられておらず、一種の論理の飛躍があると思われる。<sup>(13)</sup>

これに対し、同じく過失責任説を探る呂忠梅教授は、中国の環境侵害責任制度全体において、総じて無過失責任が未だ確立されていないと指摘し、民法通則124条については次のように述べ、この規定は無過失責任ではなくせいぜい過失推定規定であるとする。すなわち、①無過失責任の一般原則に合致しない。民法通則124条の規定には違法性要件が含まれており、加害者が民事責任を負うには「国家の環境保護・污染防治の規定に違反」することがその要件となっている。このように、民法通則124条は違法性を環境責任負担の要件としているが、これには加害者の加害行為に対する非難可能性の価値判断が含まれ、行為の違法性が実質上過失概念の中に包含されており、また、過失を社会規範に違反する意志状態と考え、過失と違法性〔不法〕の関係において違法性吸収説を探った。すなわち、違法即過失である。従って、民法通則124条によって実際に確立された帰責原則は未だに、過失責任の範

疇に属しており、「違法」は一種の過失であり、いわゆる「客観的帰責」〔客観帰錯〕にすぎないのである。②責任の範囲と免責事由を規定しておらず、無過失責任の一般的な特徴に合致しない。無過失責任は決して結果責任〔絶対責任〕ではない。現在、多くの国々において無過失責任に関する責任範囲及び免責規定があるが、それらは一般的に免責事由を不可抗力、被害者の故意等の法定事由に限定している。民法通則124条は、このような免責事由を規定しておらず、単に曖昧に「法に基づき民事責任を負う」と規定しているのみである。多くの学者ができる限り法解釈を通じてこの規定と免責事由を結びつけようとしているが、現在ある各解釈は納得のいくものではなく、多くの学者の努力の方向は、「法に基づき民事責任を負う」の中の「法」について解釈を行うことによって目的を達成することにあるが、「法に基づき民事責任を負う」と規定しているのは免責事由ではなく、その前段において「環境保護の法律法規に違反」するという要件を規定しているから、その後段の「法に基づき民事責任を負う」という規定を通じて環境民事責任の範囲を拡大することを狙っているのである。このように解することによってこそ、何故に理論界にいわゆる「合法的侵害」と「違法侵害」の論争（環境汚染による不法行為の成立要件における違法性要件の要否に関する論争のこと——文補）がずっと存在しているかについて解釈でき、また、民法通則が公法的責任を私法の中に取り入れようとする努力を見出すことができるのである。環境侵害に対する、このような伝統的不法行為とは異なって、強烈な公益性と社会性を具備しているとの認識は、疑いなく正しいものではあるが、もし法的思考の基本原則を遵守せず、権利義務を混同し、当該法律の責任と他の法律の責任〔本法責任与他法責任〕の由来を区別しないならば、立法上の概念、論理の混乱と法律の規範的作用を失うだけである。

また、呂教授は環境保護法および関連の環境法規についても言及し、主に以下の理由により、これらの法律にも真に無過失責任が確立されていないと主張する。<sup>(15)</sup>

①加害者の過失を考慮しており、無過失責任に関する規定が徹底されていない。「無過失責任の本質からすると、無過失責任は絶対に加害者の過失について考慮しないはずだが、環境保護法および関連の環境法規は実質的には加害者の過失を考慮しており、ただこのような規定は条文の中に隠れていて、明示的な形式を採用していないだけ」である。そして、具体的には、環境保護法41条3項（「完全に不可抗力による自然災害により、且つ、速やかに合理的な措置を採っても、依然として環境汚染による損害が生じることを避けることができなかつたときは、責任の負担が免除される。」）、海洋環境保護法92条（「完全に、以下に掲げる状況の1つに属し、速やかに合理的な措置を採っても、依然として海洋環境に汚染損害をもたらすことを避けることができないときは、汚染損害をもたらした関連の責任者は、責任の負担が免除される。（1）戦争、（2）不可抗力による自然災害、（3）灯台又はその他の航行誘導〔助航〕設備の主管部門の職務執行時における懈怠又はその他の過失行為。」）、水污染防治法85条2項～4項（同2項「不可抗力により水汚染損害が生じたとき、排出者は賠償責任を負わないが、法律に別段の定めがある場合は除く。」3項「水汚染損害が被害者の故意によって生じたとき、排出者は責任を負わない。水汚染損害が被害者の重大な過失によって生じたときは、排出者の賠償責任を軽減することができる。」4項「水汚染損害が第三者によってもたらされたときは、排出者が賠償責任を負った後、第三者に求償することができる。」）の減免責事由に関する規定を挙げ、これらの規定によると、不可抗力による自然災害等の主觀客観的事情は、当然には免責事由とはならず、また、当然には責任を負う原因にならないと指摘する。すなわち、「不可抗力等の原因により環境汚染をもたらしたとき、汚染単位が民事責任を免除されることは、汚染単位が速やかに合理的な措置を採ったか否かに関わっており、これについては、汚染単位が举証責任を負う。したがって、「法律に規定されている上記の特定状況において、その帰責原則は、過失責任原則の法定免責事由と異なるだけでなく、無過失責任の基本

的ルールとも異なっている」。汚染単位が速やかに合理的な措置を採ったか否かを認定する際には、被告である汚染単位が如何に措置を採って損害の発生を防止したかについて証明すると同時に、「完全に不可抗力による自然災害であったかどうか」、すなわち、自然災害のほかに加害者の故意および過失についても証明しなければならないから、このことは、上記の免責事由が、無過失責任は当事者の主観的過失および客観的過失を考慮しないという本質的特徴を否定したことを見出す。②免責事由が多すぎることは、無過失責任の特徴に合致しない。「無過失責任は、一種の損失分担の方法にすぎず、一般的に加害者の過失、第三者の過失および被害者の一般過失を考慮しないだけでなく、ひいては、偶発事故も考慮しない」。

呂忠梅教授の現行法規における環境汚染民事責任についての理解には傾聴に値するところもあると思われるが、以下の点を指摘しておきたい。第一に、教授は、過失と違法性の関係について違法性吸収説即ちいわゆる「過失一元論」を探っている。その関係は不明だが、民法学者の中でこの「過失一元論」を強く主張している論者として、王利明教授を挙げることができる。<sup>(16)</sup> なお、王教授は、不法行為の成立要件として、過失のほかに損害、因果関係という3要件を挙げている。しかし、中国の通説は、不法行為の成立要件は過失、違法性、損害、因果関係という4要件からなっているとし、過失と違法性を区別している。尤も、後述のように、権利侵害責任法において違法性要件が不要とされていることには注意が必要である。第二に、呂教授は、無過失責任は加害者の過失のみならず被害者の過失をも考慮しないものであると理解しているようである。この点に関して、同じく王利明教授は、「無過失責任（non-fault liability）とは、行為者の過失を考慮しないだけでなく、被害者の過失をも考慮しない結果責任〔絶対責任〕であり、厳格責任（危険責任）は、厳格ではあるものの、過失を考慮しないものではなく、それは依然として不可抗力、被害者の過失及び第三者の過失を抗弁事由としている」と主張する。<sup>(17)</sup> しかし、無過失責任と厳格責任（危険責任）はこのよう

にはっきり区別できるものではなく、無過失責任が被害者の過失をも全く考慮しない結果責任〔絶対責任〕であるとするのは、誤りであるように思われる。このような、無過失責任は結果責任であるとの理解は、無過失責任を古代ローマ法における「結果責任」と同視するものであり、中国の学者の中でこのような理解を示す者は、ほとんど見当たらない。第三に、呂教授は、免責事由が多いことは無過失責任の特徴に合致しないとしているが、無過失責任は決して免責事由を認めないものではない。一般的に、環境汚染による不法行為の免責事由としては、不可抗力、被害者の故意、第三者の故意または過失を挙げることができる。ただ、同教授も指摘しているように、環境保護法41条3項によると、加害者が免責されるには、「完全に不可抗力による自然災害」のほかに、速やかに合理的な措置を講じても、依然として環境汚染による損害の発生を防止できなかったことが必要である。この両者についての举証責任は加害者側にあり、例えば、「完全に不可抗力による自然災害」であったどうかにおいて、加害者は自らの無過失を証明して免責されるわけではなく、更に、速やかに合理的な措置を講じたか否かも証明しなければならないが、後者においては加害者の「過失」が考慮されることになるから、このような呂教授の指摘は正しい。加重要件として、この「合理的な措置の有無」の妥当性が問われる所以である。また、後述するように、各環境特別法に規定されている免責事由は、環境保護法のそれとは異なっており（本稿の第1章Ⅲ2「免責事由」参照）、例えば、呂教授によると、不可抗力による免責の場合、更に合理的な措置を講じても損害の発生を防止できなかったことを必要とする環境保護法41条3項の規定が、必然的に他の環境特別法にも適用されるような記述となっているが、このように解さなければならないかについては、疑問もなくはない。何故なら、環境保護法と各環境単行法は、一般法と特別法の関係にあり、特別法である各環境単行法が優先適用されると解するのが、最も自然な解釈だからである。

尤も、環境汚染民事責任の性質に関する上記の無過失責任説と過失責任説

は、現行法規に対する異なる理解によるものであり、過失責任説を主張する論者も、決して環境汚染民事責任は無過失責任であるべきことを否定するものではない。

## II 民法通則134条1項規定の民事責任（特に、1号侵害の停止、2号妨害の排除、3号危険の除去、5号原状回復）の適用範囲及び環境汚染民事責任の負担方法<sup>(18)</sup>

### 1 民法通則134条1項の各責任形態の適用範囲

民法通則は、その第6章民事責任において、第1節民事責任の一般規定、第2節契約違反に関する民事責任（債務不履行責任）、第3節不法行為に関する民事責任、第4節民事責任の負担方法との編成をとっており、同法134条は第4節に規定されている。このように、民法通則は、第3節において不法行為責任を独立して規定している一方、第4節において差止に関する規定を含む134条を規定しているので、両者の関係が問題となる。つまり、差止は不法行為の効果として認められるものであるか否かである。これについては、一般的に、民法通則134条1項に規定されている10種類の民事責任の負担方法において、6号（修理、作り直し、取替え）と8号（違約金の支払い）は債務不履行責任にのみ適用でき、その他の民事責任の負担方法はすべて不法行為責任に適用可能であると解されている。一方、環境汚染民事差止の責任形態としては、同条同項1号の「侵害の停止」、2号の「妨害の排除」、3号の「危険の除去」、5号の「原状回復」が考えられる。以下、その具体的な適用範囲について概観する。なお、それらは主に、民法学者による説明である。

#### （1）「侵害の停止」

この責任形態は、不法行為が現に行われているかまたは継続されているときにのみ適用可能であり、未だ発生していないかまたは既に終了した不法行為には適用できないというものが多い。<sup>(19)</sup>また、この責任形態は主に不法行為

に適用されるが、とりわけ相隣関係、人身権と知的財産権の侵害に適用されるとするものもある。このように民法学者の多くは、未だ発生していない不法行為にこの責任形態を適用することができないと解しているといえようが、果たして事前の差止めは全く認められないだろうか。これにつき、張新宝教授は「最高人民法院の『中華人民共和国民法通則』の貫徹執行についての若干の問題に関する意見」（試行）（以下、単に、民通意見として引用することとする。）<sup>(21)</sup> 162条を引き合いに出しながら、当該規定に基づき訴訟前または訴訟の係属中において、侵害の停止を請求できるという。

### （2）「妨害の排除」

この責任形態の適用要件としては、主に以下のものが挙げられている。<sup>(23)</sup> すなわち、①妨害行為は違法な行為であること。妨害者の妨害結果の予見の可否は、被害者の請求を妨げない。②妨害は実際に存在していること。発生しうる妨害については、「危険の除去」を適用することができる。また、妨害については、侵害者が行った妨害行為によってもたらされたかまたは侵害者が所有している物によってもたらされたかは問わない。③妨害は権利者の権利行使の障害となっていること。不法行為が他人の物権、人身権または知的財産権の行使を妨害しさえすれば、その被害者は、妨害の排除を請求し得る。また、物権の行使が妨害されているときは、所有者のはかに、妨害を受けている当該物権について合法的な使用権を有している者も妨害の排除を請求することができ、その費用は侵害者が負担しなければならない。

### （3）「危険の除去」

損害が未だ発生しておらず、かつ、未だ他人の民事権利の行使を妨げてはないが、行為者の行為が確実に他人の財産、人身の安全を脅かし、その他人にとて脅威となっているときに、この責任形態を適用することができる。<sup>(24)</sup> 民通意見154条は、「高度危険作業に従事し、関連規定に照らして必要な安全防護措置を採らずして他人の人身、財産安全を著しく脅かしているとき、人民法院は、その他人の申立てに基づき、作業者に危険の除去を命じな

ければならない。」と規定している。

#### （4）「原状回復」

王利明教授は、原状回復には広義の原状回復と狭義の原状回復があるという。広義の原状回復とは、権利が侵害される前の本来の状態に回復させることであり、例えば、財産の返還を通じて財産関係が契約締結前の状態に回復されるかまたは名誉を回復することを通じて侵害を受けた被害者の名誉が回復されることなどであるという。一方、狭義の原状回復とは、損害を受けた財産を原状に復帰させることのみを指しており、不法行為における「原状回復」は主にこの狭義の原状回復であるという。また、同教授は、この責任形態の適用要件として、①回復の可能性があること、②回復の必要性があること、③原状回復においては、加害者が自らの費用でもって修理し、被害者はそれについて監督<sup>(25)</sup>することができる<sup>(26)</sup>ことを挙げている。

このように、原状回復に関しては、差止との関係について何も述べられていない。しかし、差止と原状回復に関しては、①差止のみが問題になる場合（妨害源からの物質の侵入の阻止、例えば、計画段階または建設中であるが被害未発生の日照妨害建物の建築停止、生活妨害の防除施設の設置）、②原状回復のみが問題になる場合（侵入した物質が更に惹起した被妨害物の変化の回復、例えば生活妨害による疾病の回復）、③両者が競合する場合（例えば、建築中であるがすでに被害を発生させている日照妨害の建築停止・収去、すでに建築され現在も被害を発生させている日照妨害建物の収去、土壤・水質を汚染する残留有害物質の除去）があると考えられる。

中国の民法学者の多くは、上記の各責任形態と環境汚染民事差止を結びつけて議論することはほとんどしていない。そもそも、環境汚染差止にこの責任形態を想定していないかもしれない。両者を結びつけて議論しているのは、次に述べるように、主に環境法学者である。なお、上記の責任形態においては、加害者の過失〔過錯〕の有無は問わないとするのが、一般的であるようである。

## 2 環境汚染民事責任の負担方法

中国の環境法学界において、民法通則134条と環境保護法41条の関連規定については、以下の2つの異なる見解が存在している。<sup>(27)</sup>いま1つの見解は、「同一説」である。この説によると、環境保護法41条1項に規定する「危害の排除」は、民法通則134条1項が定める「侵害の停止」、「妨害の排除」、「危険の除去」という責任形態と実質的には異なることなく、これらは、「危害の排除」の具体化及び異なる状況下における異なる適用形態であるということになる。<sup>(28)</sup>もう1つの見解は「相異説」である。この説は、環境汚染民事責任の負担方法は、環境保護法41条1項が定める「危害の排除」と「損失の賠償」に限られるものではなく、民法通則及び関連の環境法規範に基づき、環境汚染民事責任の負担方法には、損失の賠償、侵害の停止、危害の排除、危険の除去のほかに、原状回復が含まれるという。<sup>(29)</sup>この「相異説」によれば、「危害の排除」と「侵害の停止」、「危険の除去」および「妨害の排除」は異なっており、また、「危害の排除」には「妨害の排除」も含まれ、その適用範囲はより広い、ということになる。具体的には、「妨害の排除とは、単に権利行使に対する不法な阻害を除去するのみで、その阻害は現実に存在するかまたは将来確実に発生するもの」であるのに対し、「危害の排除には、妨害の排除の内容以外に、合法的な汚染物質の排出を脅かすことおよび環境権利利益の実現に対する不利益な影響もすべて排除の対象となる」という。

この「同一説」と「相異説」にほぼ対応して、学説も大きく、環境汚染民事責任の負担方法を①損失の賠償、侵害の停止、妨害の排除、危険の除去とするもの、<sup>(30)</sup>②①のほかに原状回復をも含めるもの、<sup>(31)</sup>③いわゆる「相異説」の分類として、損失の賠償、侵害の停止、危害の排除、危険の除去、原状回復とするもの、<sup>(32)</sup>とに分かれる。このように、一部の学者を除いて、環境汚染民事責任の負担方法とりわけ差止めの責任形態として侵害の停止、妨害の排除、危険の除去を承認することには異論がないようだが、原状回復を環境汚染民事責任の責任形態として認めるか否かについては、意見が分かれてい

る。また、侵害の停止、妨害の排除および危険の除去をはっきり区別せず、危害の排除という1箇所で説明している者が多い。以下においては、危害の排除としてまとめて説明するものと各責任形態に対して個別的に説明するものとに分けて、その議論状況を概観することにする。

#### （1）侵害の停止、妨害の排除、危険の除去を危害の排除としてまとめて説明するもの

ある見解は、危害の排除という責任形態は「主に公民、法人の財産または人身権〔人身権利〕が既に環境汚染または環境破壊の危害を受けたか、若しくは、環境汚染または環境破壊の危害を受けうる場合に適用される」とし、この責任形態は、「環境に対する汚染または破壊を軽減または避けることができ、人の健康の保護、被害者の合法的な権利利益の保障および経済発展<sup>(34)</sup>の促進に対しても、積極的な意義を有している」と指摘する。

<sup>(35)</sup> また、ある見解は、危害の排除とは、「被害者に与えうる危害の排除を強制的に命じるか、または既に被害者に生じさせた危害を停止するとともに、好ましくない影響を除去する」ものであり、その機能は「誤りを正し侵害の継続および拡大を防止することにある」と指摘しつつ、「一般の継続的侵害とは異なり、危害の排除という責任形態の適用はより多くの制限を受けざるを得ず、十分な利益衡量を行わなければならない」という。具体的には、「人の健康を著しく脅かしている危害に対しては、断固として排除し」なければならないが、「危害が比較的に少なく社会的利益が大きいものに対しては、主に財産責任形態（損失の賠償のこと——文補）を適用して被害者に補償を与えなければならず」、その前提として、「責任者ができる限り措置を採って危害の程度を最低限度までに引き下げる」と必要であるという。

汪勁教授は、「危害排除の請求とは、環境汚染による損害を排除したまは未だ発生していない損害を予防するために、被害者が人格権または物権に基づき加害者に対して危険の除去、妨害の排除等を求める民事救済方法である」として、環境汚染民事差止の法的構成（人格権、物権に基づく差止請

求）についても言及している。<sup>(36)</sup>

王秀衛は、危害の排除の目的は、「既に発生したかまたは発生しようとしている損害をなくすこと」にあり、それには既に発生した環境汚染の危害に対する排除が含まれるのみならず、実際に発生しうる環境危害に対する排除も含まれて」おり、その設計目的は「継続的侵害の継続および拡大を防止することにある」という。また、氏は「環境汚染による損害結果が一旦生じると、往々にしてその回復のコストが相当高く、ひいてはその損害も一種の取り返しのつかない損害」であり、「とりわけ人の健康に対する損害は、同質的な賠償を得ることができず、最良の責任負担方法は加害者に加害行為の停止、発生しうる環境汚染リスクの除去を求めることがある」として、差止めの重要性をも説いている。<sup>(37)</sup>

## （2）各責任形態に対する個別的説明

既述のように、中国の環境保護法および各環境特別法は、侵害の停止、妨害の排除、危険の除去を環境汚染民事責任の負担方法として、明記しているわけではないが、民法通則134条1項の規定および環境保護法41条1項の「危害の排除」に対する法解釈を通じて、これらの責任形態を環境汚染民事責任の負担方法であると解することには、全く問題がないように思われる。

### ①侵害の停止

侵害の停止は、環境を汚染・破壊する者が被害者に対して侵害を行っている場合すなわち環境汚染・破壊という加害行為がまさに継続して行われている場合に適用される。また、「侵害停止は、環境民事責任の負担において最も重要な、また最も基本的な方式であり、その他の民事責任の前提である」と指摘するものもある。<sup>(38)</sup>

### ②妨害の排除

曹明徳教授は、「妨害の排除は、環境汚染行為が既に被害者に妨害を生じさせたかまたは妨害を生じさせようとしている場合に適用される」としたうえで、その適用においては以下の点に注意すべきであると指摘する。すなわ

ち、「まず、妨害は不当なものでなければならない。つまり、妨害は民事違法行為（これは、氏が違法性必要説に立っているからでの帰結になる——文補）でなければならず、そうでなければ、被害者はその排除を求めることができない」。「また、妨害は実際に存在するものでも、必ず現れうる〔勢必会出現〕ものでも良い。いわゆる必ず現れうるものとは、確かにある種の危険を構成するものであって、被害者の想像および憶測によるものではないことを指す」という。また、呂忠梅教授は、——その説明からは、「妨害の排除」と「危害の排除」を同義として理解しているようだが——「不法行為者が行った侵害行為により、被害者が自らの環境権利利益行使することができずまたは正常に行使することができないとき、被害者は危害の排除（下線は文、以下同じ。）を求めることができ」、「危害の排除には作為と不作為が含まれ、「前者は、違反者に対して積極的に汚染を治理しまたは破壊された環境を回復するよう求めるようなものであり、後者は、一部の設備、道具の使用を制限しまたはある行為を行うことを禁止するようなものである」という。このように、呂教授は、「妨害の排除」（「危害の排除」）を原状回復をも含む責任形態として理解している。

### ③危険の除去

危険の除去とは、主に、行為者の環境侵害行為が他人の人身および財産の安全を脅かしているときまたは他人の人身および財産を侵害する可能性があるときに、その他人が行為者に対して有効的な措置を講じて危険を除去するよう求めることを指すものである。<sup>(42)</sup> また、いわゆる危険とは、「既に生じた実際の損害を指しているのではなく、損害が生じる可能性が極めて高いことを指しているのであって、それは、被害者の人身または財産に<sup>(43)</sup> 対して、損害を生じさせる可能性が極めて高い一種の脅威である」。

### ④原状回復

この責任形態は、主に環境および自然資源の保護に適用されると一般的に<sup>(44)</sup> 解されているようである。

曹明徳教授は、原状回復には広義と狭義の区別があり、広義の原状回復とは、財産または権利が侵害される前の元の状態に回復させることであり、狭義の原状回復とは、侵害された財産または権利を、侵害される前の状態に基本的に回復させることであって、環境侵害の民事責任としての原状回復は後者を指すという。このように、民法学者が「財産損害」にのみ原状回復を認めるのに対し、氏は「権利」にも原状回復を認めている。また、その適用には、回復の可能性（現在ある経済技術的条件の下で、汚染・破壊された環境を侵害される前の状態にまで回復できること）と回復の必要性（原状回復のコストが合理的であること）、という2つの要件を具備しなければならず、環境汚染によりもたらされる損害は往々にして、不可逆的なものであり、侵害される前の原初状態にまで完全に回復することはできないから、おおよそ<sup>(45)</sup>の原状回復しか要求し得ないといふ。

羅麗教授は被害者が受けた損害を人身、財産的損害と環境利益の損害とに分け、後者についてのみ原状回復を認めている。同教授によると、環境汚染民事責任の主な機能は復原機能にあることになる。すなわち、損害賠償を通じて被害者の損害を填補することによって、損害を受ける前の状態に回復させる。環境汚染または環境破壊等の不法行為を行うことにより、被害者が生命、身体健康、財産、環境利益等の損害を蒙ったとき、加害者は、被害者が蒙った生命、身体健康、財産損害について填補するほか、侵害を受けた環境利益については、現実的必要性に基づいて加害者に原状回復という民事責任の負担方法を負わせることができる。その具体的な方法としては、新たに快適な住民居住区域を建設し、住民の居住に供することができる快適な生活環境を作ることを挙げている。このように、羅教授は原状回復を環境汚染民事責任の一負担方法としてはいるが、何故に人身、財産的損害にはその適用を除外しているかについては、何の説明もない。これは、多数説と同様、原状回復は環境および自然資源の保護に適用され、直接個々の被害者の救済には適用されないと考えているからだと思われる。また、環境利益損害の原状回

復としての具体的措置（「新たに……快適な生活環境を作る」）を加害者に課しているが、都市区画整理等の関係上、このような措置を加害企業の一存ができるかも疑問である。

原状回復について明文規定を置いている特別環境法として、「固体廃棄物環境污染防治法」がある。同法85条は、「固体廃棄物による環境汚染をもたらしたときは、危害を排除し、法に基づき損失を賠償するとともに、措置を採って環境の原状を回復しなければならない。」として、環境の原状回復を環境民事責任負担の一類型としている。

また、権利侵害責任法15条1項は、上記の「侵害の停止」、「妨害の排除」、「危険の除去」および「原状回復」を不法行為責任の負担方法として明記している。とりわけ、同法21条は、「不法行為によって他人の人身、財産の安全が脅かされているとき、被権利侵害者は、権利侵害者に対して侵害の停止、妨害の排除、危険の除去等の不法行為責任を負うよう請求することができる」と規定しており、環境汚染による被害者は、直接この条文に基づいて差止請求を成しうると解することができよう。今後、本条による処理が注目されるところである。

### III 環境汚染による不法行為の成立要件および免責事由

#### 1 環境汚染による不法行為の成立要件

これについては、論者によってそのニュアンスが若干異なるものの、不法行為の成立要件に関する3要件説（損害、故意・過失、因果関係）と4要件説（損害、故意・過失、違法性、因果関係）に対応して、主に、2要件説と3要件説に分けることができる。すなわち、2要件説は、損害、加害行為と損害との間の因果関係で足りるとし、3要件説は、損害、因果関係のほかに違法性をその要件として挙げている。<sup>(47)</sup> このように、両説の根本的な相違点は、違法性要件の要否にある。また、このほかに、加害行為（違法性を捨象したもの）、損害、加害行為と損害との間の因果関係、<sup>(48)</sup> という<sup>(49)</sup> 3要件説が

ある。しかし、不法行為の成立の有無において、その評価対象は必然的に「行為」（作為または不作為）であるはずなのに（勿論、動物による損害は厳密な意味において、加害者の「行為」ではないというような例外はあるが）、わざわざ、——違法性を不用とする——「加害行為」なる要件を独立して取り上げることには甚だ疑問が残るところであり、このような3要件説は、実質的には2要件説に属するものと解することができる。また、不法行為の成立要件として、「加害行為」を挙げる者の中には、「加害行為」＝「違法性」とする者もあるので、その場合は、前述の3要件説に属することになる。以下、便宜上、違法性、損害、因果関係の順で見ていくことにする。

### 1. 1 <sup>(50)</sup> 違法性

民法通則124条によると、環境汚染による不法行為責任を負うには環境汚染行為が存在しなければならず、かつ、当該行為は「国家の環境保護・汚染防止の規定に違反」している行為でなければならない。これに対し、環境保護法41条1項は、「環境汚染の危害をもたらしたときは、その危害を排除するとともに、直接損害を受けた単位又は個人に対してその損失を賠償しなければならない。」と規定しており、「危害の排除」及び「損失の賠償」という民事責任を負う前提条件として、汚染の危害をもたらしたこと必要としている。このように、環境保護法は行為の違法性を行為者が環境民事責任を負う要件とはしておらず、他の環境污染防治に関する単行法も環境保護法と類似の規定を置いている（この点については、本稿の「はじめにⅠ問題の提起」の部分を参照）。

このような、関連立法の矛盾と対応して、学説上の対立も明らかであり、それは大きく、違法性必要説と違法性不用説に分けることができ、環境法学者を中心として、違法性不用説が有力に主張されている。

#### （1）違法性必要説

この説を探る学者の間でも、違法性とは何か（その判断基準）について理解は分かれており、それは大きく、国家の環境保護に関する法律、法規及び

地方の環境保護に関する規定〔規章〕に違反することのみが違法であるとするもの、上記の規定に違反しない行為にも違法性を認めるものに分けることができる。

前者に属するものとして、次のようなものがある。①王衛国教授は、「国家の定める排出基準〔排污標準〕に違反する環境汚染行為のみが国家の環境保護・汚染防止の規定に違反する行為」であり、「違法性のある環境汚染行為」であるという。また、「環境を汚染したが、国家の関連規定（国家の環境保護に関する法律、法規等の規定——文補）に違反しない者は民事責任を負わない」。②謝邦宇、李静堂両教授の共著においては、次のように述べられている。「如何なる場合における環境汚染行為も民事責任を負わなければならないわけではない。環境汚染行為の違法性は、その行為が質と量という2つの面において環境の汚染・破壊を禁止する国家の環境法規に違反したことにある。質の面からいうならば、環境汚染とその他の公害を生じさせうる単位と個人は、環境保護法規の理念〔要求〕に基づき、環境保護責任制度を打ち立て、効果的な措置を採って環境に対する汚染と危害を防止する義務を負っており、この義務に違反すると違法行為を構成することになる。量的な面からみるならば、環境を汚染する汚染排出物は国家または地方の定める汚染物質の排出基準に違反しなければならない」。

後者に属するものとしては、以下のようなものを挙げることができる。③郭明瑞教授は、環境を汚染し他人に損害をもたらした者に不法行為責任を負わせるには、「違法な環境汚染行為をその要件としなければなら」ないが、「環境汚染行為が違法かどうかは、法律の明文規定の違反の有無のみによって判断すべきでない」と指摘する。そのうえで、同教授は、「国家の環境保護・汚染防止の規定に違反する環境汚染行為は一種の違法行為であり、また、法律の明文規定に違反していなくても汚染による損害を惹起させた行為も一種の違法行為である。何故なら、損害の惹起自体が違法を意味するからである。」と結論付ける。④張新宝教授は民法通則124条と環境保護法41条1

項の規定は矛盾する、すなわち、環境汚染行為について前者は「国家の環境保護・汚染防止の規定に違反」する行為であると規定しているが、後者にはこのような規定がないと指摘したうえで、民法通則124条について次のように述べる。<sup>(54)</sup> (a) 民法通則124条については解釈しなおすべきであって、「国家の環境保護・汚染防止の規定」というのは、環境保護法及びその他の関連法律法規に確認された基本原則、ルールおよび制度であり、具体的な排出基準を指すものではない。(b) 同条が規定しているのは、法律適用の問題であって行為規範の問題ではない。すなわち、環境を汚染し他人に損害を生じさせた事件はまずもって、環境保護法などの特別法を適用すべきである。(c) 排出基準を超えていたか否かは、民事責任の成立とは無関係である。環境汚染行為は、不法行為的視角からみると、それは一種の違法行為であり、このような違法行為は環境保護に関する法律法規に直接抵触することもあれば、当該法律法規に違反しないこともある。しかし、当該侵害行為が向けられているのは、法律の保護を受ける他人の生命健康権であり、それは民法通則98条（「公民は、生命健康権を享有する。」——文補）に違反するのである。

## （2）違法性不用説

張坤民、金瑞林主編の教科書では、違法性の要否について以下のような記述がある。「一般的に行為の『違法性』は環境民事責任を負う要件とはできず、『他人に損害を与える行為を行った』というべきである。環境汚染により損害をもたらす行為〔環境致害行為〕は必ずしも違法性があるわけではなく、民法学においていわゆる『広義』の違法性が含まれる。すなわち、他人に危害を与える故意及び公序良俗違反である」。<sup>(55)</sup>

劉土国教授は違法性不用説に立たれ、次のように指摘する。「環境汚染行為は全体的に見るならば、具体的には一般状況下の違法と特殊状況下の非違法が含まれている。また、汚染は更に法定基準内の汚染と法定基準を超える汚染とに分けることができ、特別な証拠がない限り、法定基準内の汚染につ

いては賠償責任を負わず、法定基準を超える汚染についてのみ賠償責任を負うのだと解すべきである。すなわち、環境汚染による損害賠償は違法性を要件としないが、法定基準がある場合は必ずそれを考慮しなければならない。環境汚染による損害賠償責任を負う環境汚染行為は一般的に違法であるが、特別な状況下では違法とはならない。また、同教授の議論は立法論にまで及んでおり、民法通則124条の改正の際には、「法律の規定に違反せずして他人に損害を生じさせたときにも民事責任を負わなければならない」との文言を付け加えることを提言する。

そして、余延滿教授は違法性不用説に立ちつつ、次のようにいう。「国家が規定した排出基準は環境保護部門が排出企業〔単位〕に対して、基準を超える汚染排出費〔超標排污費〕を徴収すべきか否かを決定し、環境管理を行う根拠に過ぎず、排出企業が賠償責任を負う法定要件は、排出企業が環境汚染の危害を作出し、他人に損害を蒙らせたことである。環境を汚染して他人に損害を生じさせることは、他人の人身権・財産権または環境権を侵害した結果であり、そのこと自体、当該環境汚染行為が一種の民事違法行為であることを意味する」。

更に、立法論に関するものではあるが、梁慧星教授が担当した「中国民法典草案建議稿」第1606条第1項は、「環境を汚染して他人に損害をもたらしたときは、汚染物質の排出者〔排汚者〕が民事責任を負う。汚染物質の排出者は、汚染物質の排出が関連規定に合致するとして、その免責を主張することができない。」と規定して、違法性要件を不要としている。<sup>(58)</sup>

なお、「権利侵害責任法草案」における排出基準を満たす排出行為により生じた損害についての責任に関する規定は、以下のような変遷を辿ってきている。すなわち、同草案第1次審議稿の32条は、「汚染物質の排出が規定されている基準に合致していても、他人に明らかな損害をもたらしたときは、関連の単位又は個人は不法行為責任を負わなければならない。」と規定し、同草案第2次審議稿の68条は、「汚染物質の排出が規定されている基準に合

致していても、他人に損害をもたらしたときは、その汚染物質の排出者は、相応の賠償責任を負わなければならない。」と規定していたが、同草案第3次審議稿では、このような規定が削除された。また、権利侵害責任法65条は、「環境を汚染して損害をもたらしたとき、汚染者は不法行為責任を負わなければならない」として、違法性を環境汚染責任負担の要件とはしていない。

## 1. 2 損害

損害とは、被害者が他人の加害行為（動作）または物の内在的危険の実現により蒙った人身または財産の不利な結果であり、環境汚染における損害とは、被害者が汚染された環境に触れるかまたは曝されることにより蒙った人身傷害、死亡及び財産的損害等の結果である。<sup>(59)</sup> 損害の発生は環境汚染民事責任（主に、損害賠償責任）を負う前提であり、損害がなければ責任もない。環境が汚染された場合に侵害されうる法益として、主に財産権（直接損害と間接損害）と人格権（生命権、健康権）がある。特定の状況下では、精神的損害も環境汚染損害を構成する可能性があり、実際の裁判においても精神的損害賠償が認められたものがある（例えば、本稿第2章で挙げられている裁判事例8および10参照）。環境自体の汚染または破壊については、それが損害の範疇に属するか否か、理論上大きく意見の分かれることろであり、関連研究の多くは環境権を解釈の基礎とし、あいまいな部分が数多く存在する。一般的な見解は、単純に環境が汚染され、他人の合法的な権利利益を侵害していない場合、民事責任を負う意味での損害を構成しないと解している（ただし法律に別段の定めがある場合は除く）。

一般的に、損害の特徴（論者によっては損害事実の構成要件と呼んでいる）としては、①合法的な民事権利利益に対する侵害により生じたものであること、②救済の必要性と可能性があること、③客観的真実性および確実性を備えていることなどが挙げられている。<sup>(60)</sup> なお、中国の学者は、一般的に損害を「損害結果」、「損害事実」と同義として用いている。しかし、環境汚染

差止訴訟における「損害」については、現実に発生している損害に限るべきでなく、侵害または妨害される可能性があれば足りると主張する論者もある。例えば、張新宝教授はこの点について、「損害結果が未だ実際に発生していないなくても、すでに他人の人身、財産が現実的脅威を受けている場合、このような現実的脅威を受けている者は侵害の停止、危険の除去、妨害の排除を求めることができる。」とし、この現実的脅威とは、当事者が直面した、<sup>(62)</sup> 人身または財産的損失を受けうる脅威であるという。また、ある見解は、環境保護法41条1項は「損害結果」を「危害」として捉えており、この「危害」には損害結果と損害の危険が含まれるとし、立法者も損害には汚染によって実際に生じた損害のほかに汚染によって生じうる危険が含まれると認識していたと指摘する。なお、ここで指摘しておかなければならないのは、権利侵害責任法21条は、「不法行為によって他人の人身、財産の安全が脅かされているとき、被権利侵害者は、権利侵害者に対して侵害の停止、妨害の排除、危険の除去等の不法行為責任を負うよう請求することができる。」と規定し、差止請求の要件として、損害の発生ではなく、そのおそれがあれば足りることを明文をもって定めていることである。

### 1. 3 因果関係

一般的に、中国の民事訴訟において因果関係の証明には、高度の蓋然性が必要であると理解されている。<sup>(64)</sup> しかし、環境汚染訴訟において、加害者の汚染物質の排出行為と被害者の受けた損害の間に、このような因果関係が存在することを証明するには、高度な科学的知識と大規模な科学的調査が必要である。一般的に環境汚染紛争における被害者は、加害者である企業に比べ、相対的に弱者の地位にある。もし法律上、被害者にこのような举証責任を課すならば、往々にしてその知的能力と財力では負担しきれず、正義公平の観点からも不当であると言わざるを得ない。

この問題を解決し、被害者が公正かつ合理的な救済を得られるよう保障するため、中国の法律には举証責任の転換制度が設けられているが、後に見る

ように、解明すべき問題点も残されている。

最高人民法院の「『中華人民共和国民事訴訟法』を適用する若干の問題に関する意見」（1992年7月14日、法発〔1992〕22号）74条は、環境汚染によって生じた損害賠償訴訟においては、原告の提出した権利侵害の事実について被告が否認する場合、被告が举証責任を負うと規定する。また、「最高人民法院の民事訴訟の証拠に関する若干の規定」（2001年12月21日、法釈〔2001〕33号）4条1項3号はさらに一步進んで、環境汚染によって生じた損害賠償訴訟においては、加害者が法律に規定された免責事由及びその行為と損害結果との間に因果関係が存在しないことについて、举証責任を負うと規定している。法律として初めて、举証責任の転換規定を設けたのは、2004年に改正された「固体廃棄物環境污染防治法」である。同法86条によれば、固体廃棄物による環境汚染によって引き起こされた損害賠償訴訟においては、加害者が法律に定める免責事由及びその行為と損害結果との間に因果関係が存在しないことについて、举証責任を負うことになる。その後、2008年に改正された水污染防治法87条も同様の規定を設けている。また、権利侵害責任法66条（第8章環境汚染責任）は、「環境汚染により紛争が生じたとき、汚染者は法律に定める責任を負わない場合または責任が軽減される場合及びその行為と損害との間に因果関係が存在しないことについて、举証責任を負わなければならない。」として、因果関係の举証責任の転換について、明文の規定を置いている。

しかし、この举証責任の転換規定に関しては、①举証責任の転換は環境汚染事件に限られているが、環境破壊事件にも拡張すべきであること、②被告に举証責任が転換されているとはいえ、举証の範囲（証明の基準）および原告も一定の举証責任を負うか否かについては、明確にされておらず、このことは、訴訟当事者の勝敗にも直接影響している、などの指摘もある。<sup>(65)</sup>今後、更なる検討が必要であろう。

## 2 免責事由

環境汚染による不法行為の免責事由に関しては、現行法規に規定されているものについての記述が一般的であり、独自の主張を展開するものはほとんど見当たらない。<sup>(66)</sup> 以下、現行法規と権利侵害責任法に従い、整理することとする。なお、権利侵害責任法は、その体裁上、第4章までが総則（第1章一般規定、第2章責任の構成及び責任方式、第3章責任を負わない場合及び責任が軽減される場合、第4章責任主体に関する特殊規定）、第5章から第11章までが各則（第5章製造物責任〔產品責任〕、第6章自動車交通事故責任、第7章医療損害責任、第8章環境汚染責任、第9章高度危険責任、第10章飼育動物による損害についての責任、第11章物による損害についての責任〔物件損害責任〕）に当たり、同法第3章において、不法行為に関する減免責事由を置いている。

### （1）不可抗力

環境保護法41条3項は、「完全に不可抗力による自然災害により、且つ、速やかに合理的な措置を採っても、依然として環境汚染による損害が生じることを避けることができなかったときは、責任の負担が免除される。」と規定している。これによると、完全に不可抗力による自然災害のみでは免責されず、速やかに合理的な措置を採っても、環境汚染による損害の発生を阻止することができないことが必要であり、かなり厳格な規定となっている。この環境保護法41条3項と同様の規定を置いているのは、ほかに、海洋環境保護法92条、大気汚染防治法63条、水土保持法39条3項がある。また、1996年の水污染防治法56条は同様の規定を置いていたが、2008年改正の同法85条2項は、「不可抗力により水汚染損害が生じたとき、排出者は賠償責任を負わないが、法律に別段の定めがある場合は除く。」という文言に改められている。

また、権利侵害責任法29条は、「不可抗力によって他人に損害が生じたときは、責任を負わない。法律に異なる規定があるときは、その規定に従う。」と規定し、その文言上、2008年改正の水污染防治法85条2項をほぼそのまま

踏襲する形となった。

### （2）第三者の故意・過失

海洋環境保護法90条1項は、「完全に第三者の故意または過失により、海洋環境汚染の損害をもたらしたときは、その第三者が危害を排除するとともに、賠償責任を負わなければならない。」として、第三者の故意・過失を加害者の免責事由としている。なお、同法92条によると、灯台またはその他の航行誘導設備の主管部門もこの第三者に含まれることになる。また、水污染防治法85条4項は、「水汚染損害が第三者によってもたらされたときは、排出者は賠償責任を負った後、第三者に求償することができる。」と規定されており、これによると、被害者側から見るならば、排出者は第三者によって生じた損害についても責任を免れることはできず、排出者と第三者は不真正連帶債務を負うことになる。また、権利侵害責任法68条は、この点について以下のように規定する。すなわち、「第三者の故意・過失〔過錯〕により環境を汚染して損害を生じさせた場合、被権利侵害者は汚染者に賠償を求めることができ、また、第三者に賠償を求める 것도できる。汚染者は賠償した後、第三者に求償することができる。」そして、同法28条は、「損害が第三者によってもたらされたとき、第三者は不法行為責任を負わなければならぬ。」と規定している。

このように、第三者によってもたらされた損害においては、最終的な損害賠償の主体は第三者ではあるが、被害者救済の要請から、被害者は眞の加害者である第三者のみならず厳格な意味では加害者でない「汚染者」に対しても、損害賠償を求めることができるようになった。なお、権利侵害責任法68条における「汚染者」としては、例えば、第三者（輸送会社など）に化学物質の輸送を依頼し、輸送車の転覆などにより化学物質が漏洩して環境汚染をもたらした場合のその依頼者（注文者）などが考えられる。<sup>(67)</sup>

### （3）被害者の故意

被害者の一般過失によって加害者が免責されるという規定は、現行環境法

規の中では見当たらない。2008年改正の水污染防治法85条3項は、「水汚染損害が被害者の故意によって生じたとき、排出者は責任を負わない。水汚染損害が被害者の重大な過失によって生じたときは、排出者の賠償責任を軽減することができる。」と規定する。なお、権利侵害責任法草案（第3次審議稿）65条には、「法律に責任を負わないかまたは責任を軽減することについて定めているときは、その規定による。」との規定があったが、採択された権利侵害責任法においては、同規定が削除された。これは、同法第3章の関連規定を受けてのことであると思われる。同法27条は、「損害が被害者の故意によってもたらされたとき、行為者は責任を負わない。」と規定している。また、同法26条は——いわゆる混合過失（論者によつては、この「混合過失」と「過失相殺」は異なるものであると指摘するものもある）に関する規定であるが——、「損害の発生について被権利侵害者にも過失〔過錯〕があるときは、侵害者の責任を軽減することができる。」として、加害者と被害者ともに過失があるとき、被害者の過失を加害者の減責事由としている。

## 第2章 差止に関する中国の判例

差止に関する中国の判例は、公表されているものが少なく、その入手が十分にできていない。また、入手したものの中には、相隣関係に関するものが多く、その中でもとりわけ日照妨害（中国の判例では一般的に、「採光権侵害」と呼ばれている——文補）に対する差止請求事件が目立つ。本論文では、このような日照妨害については、その全部を取り上げることはせず、代表的と思われるものに絞って紹介、検討することにした。以下、まず、各具体的判例について紹介し、それから各判例について検討することとする。

### I 具体的な裁判事例

〔裁判事例1〕 福建省寧德市屏南県事件<sup>(68)</sup>（化学工場からの汚染物質の排出による深刻な経済的損害と健康被害に対する差止め、損害賠償（経済的損失

および精神的損害）請求事件—第一審：2005年4月15日福建省寧德市中級人民法院、第二審：2005年11月16日福建省高級人民法院、精神的損害については棄却）

### 1. 1 事実の概要

本件は、福建省の省都福州市から省内の貧困県である寧德市屏南県に誘致された半官半民の化学工場Y（被告、上訴人——主要製品は、塩素酸カリウムと塩素酸ナトリウムである。）に対して、工場周辺に住居を有する1,000人を超す農民Xら（原告、上訴人）が、①被告の汚染排出行為による権利侵害の停止、②原告が蒙った農作物、果樹、竹木等の損害賠償（計1029万6020元）、③原告が蒙った精神的損害の賠償（計302万3120元）、④工場内及び裏山の廃棄物の適正な処理を求めて提訴した事件である。なお、被告工場から排出される主な汚染物質は、排水中の六価クロム、排気ガス中の塩素および廃棄物中に含まれる六価クロムとされ、主な汚染被害は、農作物、果樹、商業用竹木等の経済的損失と健康被害に分けられる。

①の権利侵害の停止請求は、農作物等の被害や周辺住民の健康被害の発生を防止するよう求める汚染差止請求である。訴状には、「権利侵害の停止」について被告に求める具体的な行為内容（排出基準の遵守等）が特定されおらず、請求が認められた場合の判決執行確保手段に関する言及もないよう<sup>(69)</sup>である。

②の農作物等の損害賠償について、請求権を持つのは原告1721人のうち、農業に従事する742人に限られる。残りの原告は、精神的損害への賠償請求のみである。農作物の損害賠償請求に関わるのは、稲作用の水田649.8ムー（約43.3ha）と野菜類の畑105.3ムー（約7.0ha）であり、山林に係る賠償請求の内訳は、次の通りである。杉の損害が1001.4ムー（約66.7ha）で19万3620株、松の損害が1808.3ムー（約120.5ha）で32万3727株、孟宗竹の損害が420.4ムー（約28.0ha）、その他果樹及び茶葉も合わせた損害額は556万1148元とされている。

③において、健康被害ではなく精神的損害の賠償を請求している理由について、原告側の代理人である王燦發教授（中国政法大学教授・公害被害者法律援助センター（CLAPV）所長）は、健康被害に関する因果関係の証明の難しさを挙げるとともに、公害訴訟で汚染による精神的損害賠償を認めさせる一つのきっかけにすること、なるべく多くの被害者を訴訟参加させることにより、現地での関心を高め全国的な知名度を上げることに目的があったと指摘する。

④の廃棄物は、六価クロムを含む600トン以上もの未処理のまま投棄された産業廃棄物をいう。

## 1. 2 判決の概要

### 1. 2. 1 一審判決

#### 主文

1. 被告は直ちに原告への侵害を停止しなければならない。
2. 被告は本判決の効力発生後10日以内に、山林の材木、果樹、竹および水田等の被害を蒙った原告に対して24万9763元を賠償しなければならない。
3. 被告は工場内および裏山の産業廃棄物を、処理方法が確定した日から6か月以内に除去処分しなければならない。
4. 精神的損害賠償の請求は棄却する。
5. 審理費用の7万7683元については、原告が2万5895元、被告が5万1788元を負担し、鑑定費10万元については被告が負担する。

判決理由は、原告訴状の概要と被告が中級人民法院に提出した「答弁書」の概要をまとめた後、4つの争点ごとに当事者から提出された証拠、当事者の主張およびこれらに対する人民法院の判断を論じている。4つの争点とは、（1）原告の損害と被告工場から排出された汚染物質との因果関係の存否、（2）損害賠償の範囲および額の算定方法、（3）訴訟時効（日本の「消滅時効」とは異なり、「訴訟時効」の完成により消滅するのは訴訟上の請求

権のみであり、実体法上の請求権は尚存続することになっている（文注）および補償費の問題、（4）当事者適格の問題、である。

まず、（1）の損害と汚染物質との因果関係について、人民法院は竹木及び農産物への被害に限り因果関係を認め、健康被害及び精神的損害についてはこれを否定した。①の侵害停止、②の竹木及び農産物の損害賠償および③の廃棄物適正処理の請求が認容される一方、④の精神的損害賠償が否定されたのは、因果関係に関するこのような判断が反映されたものである。原告が農作物等の被害に関する証拠として提出したのは、汚染被害を表す写真、座談会などの記録、寧徳市環境保護局が被告企業に対して発した施設改善勧告および新聞・雑誌記事のコピー等の間接的証拠のみであるが、農作物等の被害と汚染との因果関係を認めた理由として、法院は判決理由で最高人民法院の「民事訴訟の証拠に関する若干の規定」（2001年12月21日、法釈〔2001〕33号）を挙げている。同規定4条1項3号は、「環境汚染により引き起こされた損害賠償訴訟においては、加害者が法律に定める免責事由及びその行為と損害結果との間に因果関係が存在しないことについて举証責任を負う。」と規定する。一方、精神的損害については、証拠が不十分であるとして棄却された。原告が提出した証拠は、村民の死亡日時や死因などの記帳本を整理した資料、徵兵のための身体検査結果、4人の患者の診断書等であり、十分な根拠が示されていないとされた。精神的損害には上記最高人民法院の司法解釈が適用されず、損害賠償が認められなかつたが、同司法解釈の規定は経済的損失に限る趣旨でもなく、後にみる他の裁判事例の中では精神的損害賠償を認めたものもある。

（2）の損害賠償の範囲に関して原告の提示した証拠は、裁判においてすべて客觀性に欠けるとして退けられ、竹木被害の範囲については寧徳市林業局の技師に依頼した鑑定の調査結果を、農地については屏城郷政府が2001年に作成した資料——「溪坪村の榕屏聯營化学工場汚染状況」を、そして被害額の算定方法については同じく人民法院が依頼した惠普会計事務所の意見書

をもとに判断が下された。その結果、賠償額は原告が主張する約1033万元よりもるかに低い68万4178.2元とされた。

(3) の訴訟時効及び補償費について、被告は、民法通則136条の規定及び環境保護法42条の規定によると、健康被害の損害賠償請求の訴訟時効は1年、物損被害については3年と定められているので、2000年1月1日以前の損害については既に時効が成立していると主張した。また、2000年以降であっても、2001年と2002年に被告から原告の居住する溪坪村および屏城郷に支払われた計43万4415.2元の補償費を賠償額から差し引くべきだと主張している。これに対して原告は、原告の居住している地方政府に支払われた補償費は必ずしも汚染被害に限られたものではなく、実際に原告は受け取っていないと主張したが、法院は被告の主張を認め、2000年以降の損害額から過去の補償費43万4415.2元が差し引かされることとなった。

(4) の当事者適格について、被告は原告が「林権証書」をもっていないことを理由に正当な当事者ではないと主張した。判決では、原告が実際に山林を管理しているという現状を重視し、現在の利用状況を優先すべきであるとして被告の主張を退け、原告の当事者適格を認めた。

### 1. 2. 2 二審判決

上記一審判決に対し、原告は、②の農作物・竹木等の被害額の算定方法及び過去の補償費用を損害賠償の一部として認容したこと、③の廃棄物処理期限の定め方並びに④の精神的損害と汚染との因果関係を否定した中級人民法院の判断を不服として上訴した。一方、被告は農作物等の被害と汚染との因果関係を認めたのは中級人民法院の誤りであり、従って①の差止め命令、②の損害賠償命令及び③の原状回復命令は不当であるとして上訴した。

これに対して福建省高級人民法院は、農作物等の被害と汚染との因果関係を認め、健康被害および精神的損害との因果関係を否定した一審・中級人民法院の判断を支持する一方、②の農作物・竹木等の被害額および③の廃棄物処理期限については原審の誤りを認め、判決の一部を取消す決定を下した。

②について具体的には、直接被害者である原告に支払われていない過去の補償費を賠償額の一部と看做した一審判決の誤りを指摘した原告の主張を認め、被告に対して過去の補償費を差し引かないすべての損害賠償額68万4178.2元の支払を命じた。

③の廃棄物の処理期限について、一審では被告工場が不法投棄した廃棄物を適正に処理する期限を「処理方法が確定した日から6か月以内」としていたが、このような抽象的な期限では判決の執行確保に支障が生ずるとし、より具体的に処理期限を明示するよう求めた原告の主張を認め、不法投棄した廃棄物を「本判決の効力発生後1年内に処理する」よう被告に命じた。

また、これらの争点以外に一審および二審の審理費用について、原告負担分の計9万元の納付義務が免除され、汚染被害の鑑定費用10万元については被告が負担するよう命じられた。

〔裁判事例2〕 河北省楽亭近海水域において、複合汚染により養殖の貝類<sup>(70)</sup>が大量死亡した事件（第1審：2002年4月12日天津市海事法院、第2審：2003年3月24日天津市高級人民法院（2002）津高民四字第008号、環境の回復費用については一、二審ともに棄却）

## 2. 1 事実の概要

①渤海に面している灤河三角洲にある河北省楽亭県は、その海岸線の長さ98km、砂浜の面積65万ムーの、全国有数の砂浜貝類養殖区域である。1997年からX1ら（以下、Xという。）18人の漁民が当地政府の許可を得たうえで数百万元の資金を集めて、楽亭県金銀灤浴場から二鍋蓋地区までの沿海砂浜において、共同で五つの貝類養殖場と一つの魚類養殖場を開設・経営していた。

②2000年10月上旬、遷安市にある製紙、化学工場、鉱山等企業からの工業汚水が灤河と灤染有水路に沿ってXの養殖場に流れ込むことによって、砂浜の貝類・魚類が大量に死亡し、その大部分において収穫が全くなく、X

に大きな損失をもたらした。

③事件発生後、水利部秦皇島緑化プロジェクト〔引青工程〕監視測定センターの抜き取り検査を通じて、遷安市第一製紙工場等の企業の排出口、樂亭県沿海排水水門の開閉扉、砂浜の養殖場等の水質がすべて国の関連基準を満たさず、浮遊状物質・COD（化学的酸素需要量）・重金属イオン・揮発性フェノール等が基準を大きく超えていることが判明した。水産専門家による評価グループは、浮遊状物質・COD・重金属イオン・揮発性フェノールが基準を大きく上回ったことが当該養殖場の魚類、貝類が死んだ唯一の原因であると指摘した。と同時に、農業部漁業環境監視測定センター〔中心〕黃（海）渤海区域監視測定所〔站〕は、今回の砂浜における貝類と魚類の死亡事故は唐山市灤河沿岸の製紙工場と化学工場の污水排出によるものであると認定した。そのうち、唐山市冀灤紙業有限公司、河北華豊紙業集団、遷安市第一製紙工場、遷安市濡遠製紙工場、遷安市書画紙工場、遷安市華豊製紙工場、遷安市啓新福利製紙工場、遷安市友誼化学工場の排出した工業用污水が国の基準を満たしていなかった。河北省遷安化工有限責任公司による排出は基準を満たしてはいるが、その排出水にも浮遊状物質・COD・重金属イオン・揮発性フェノール等の物質が含まれていた。同センターは同時に今回の汚染事故により生じた経済的損失について見積もり、漁民に与えた損失が1365.97万元であることを確認した。

④これらに基づき、XはY（11の汚染物質排出企業）に対して、污水排出の侵害行為を停止し、連帶して経済的損失1365.97万元を賠償すると同時に、養殖場がある区域の生態系が破壊され、その生態的価値を回復し養殖に適した環境を新しく作るのに多額の資金が必要であるとして、これに要する費用700万元の賠償をも求めた。

## 2. 2 第一审の判断—天津市海事法院2002年4月12日判決（2001年5月23日受理、2001年12月17日公開審理）

第一審法院は、水利部秦皇島緑化プロジェクト水質監視測定センター、水

産専門家による評価グループ、農業部漁業環境監視測定センター黃渤海監視測定所の検査測定と認定を採用するとともに、原告の養殖資格を肯定した。X の Y に対する、侵害の停止、1365.97万元の請求について認容し、700万元の請求については棄却した。これに対して、遷安市第一製紙工場等の 8 企業が上訴。

### 2. 3 第二審法院の判断——天津市高級人民法院（2002）津高民四字第008号、2003年3月24日判決

第一審における鑑定機関及び鑑定人はともに、漁業汚染事故の調査鑑定の甲級資質及び資格証書を具備し、提出した鑑定の結論は証拠能力を有する。しかし、評価報告が市場の小売価格により損失を計算したことは妥当でない。なぜなら、X の水產品は大量生産販売されるものであり、大量販売と小売価格との區別に鑑み、原評価報告の認定した損失1365.97万元の中からその30%を減じた額956.179万元が実際の損失である。また、X は企業が排出する河道及び海の入り口において養殖業に従事しているのであるから、一定のリスクがあり、養殖環境に対する見積もりが足りないことによって生じた損失286.854万元については自ら負担しなければならず、その余の損失669.325万元は汚染企業が負担すべきである。汚染企業は、直ちに侵害を停止し、排出基準を上回って排出した 8 企業が連帶して655.325万元を賠償し、排出基準を満たした河北省遷安化工有限責任公司が単独で14万元を賠償するよう命じた。

〔裁判事例 3〕 永達公司の光汚染に対する陸耀東の差止め、損害賠償請求事件<sup>(71)</sup>（2004年11月1日上海市浦東新区人民法院、一審確定、差止について認容）

### 3. 1 事実の概要

X（原告）の住居の西側と Y（被告——上海市永達中宝自動車販売サービス有限公司）の営業所の東側が隣接しており、その間には幅員約15メートル

の公道が通っている。Yは、当該営業所の東側に面している展示ホール（公道に面している）の照明として、展示ホールの埠の所に三つの街灯を設置し、毎晩7時から翌朝5時まで付けていた。これ等の街灯は、Xの住居のベランダとその高さを同じくしており、最も近い所では、Xの住居から20メートル程離れていたが、その間には、街灯の光を遮断するものが何もなかった。また、これらの街灯は、Yの営業所に照明を与えるだけでなく、Xの住居および周辺住宅の外壁に反射され、且つ、窓を通して住居の内部にも著しい影響を与えていた。そして、Xの住居のベランダから夜間の街灯の灯りを目視すると、その明るさは、眩い程度に達していた。そこで、XがYの設置した街灯により、不眠等の症状が現れ、仕事の効率も低下し、これらの街灯は、住民の休息を重大に妨害しており、2004年9月1日から実施されている「都市環境装飾照明規範」<sup>(72)</sup>の規定に違反し、光汚染による侵害に当たるとして、Yの当該街灯の使用禁止、Xに対する光汚染による侵害の除去、当該街灯の撤去、Xに対する公の場での謝罪〔公開赔礼道歉〕並びに1000元の損害賠償を求めて提訴したのが本件である。なお、Xは、本件の審理中に、損害賠償請求額を1元に変更している。一方、YはX提訴後、同年の9月3日から係争中の街灯の使用を中止している。

本件の争点としては、①Yが自己の支配領域内において、自己に照明を与える街灯を設置することが環境汚染中の光汚染に当たるかどうか。②Y設置の街灯は、果たしてXの権利を侵害しているかどうか。③Yは、Xの被害について、責任を負うべきかどうか。負うとしたならば、どうような責任を負わなければならないか、などが挙げられている。

### 3. 2 判旨

#### 3. 2. 1 主文

「一、Yは、Y設置の三つの照明街灯の使用を中止し、Xに与えた光汚染侵害を除去しなければならない。二、Xのその他の訴求は、支持しない。」

#### 3. 2. 2 理由

「中華人民共和国環境保護法」（以下、環保法と略称）第2条は、「本法にいう環境とは、人類の生存と発展に影響を及ぼす各種の自然的なもの〔天然的〕及び人工的改造を経た自然要素の総体を指しており、大気、水、海洋、土地、鉱物資源、森林、草原、野生生物、自然遺跡、人文遺跡、自然保護区、風景名勝区、都市〔城市〕と農村〔郷村〕等が含まれる。」と規定し、同法第6条は、「すべての単位と個人には、環境を保護する義務があるとともに、環境を汚染したは破壊する単位及び個人に対して、摘発、告訴する権利を有する。」と規定している。環境は、人類の生存と発展に影響を及ぼす各種の自然的または人工的に改造された自然要素の総体である以上、街灯の灯りも含まれて然るべきである。Yが自己の営業所において、街灯を設置し、自己の営業所の外部環境に照明を与えることは、本来ならば、過失が存しないところである。ところが、Yの営業所と周辺住民の団地との距離が近すぎ、しかも、その間には何の遮断するものもなく、Yの街灯の外溢光線、乱射光線が周辺住民の住居内に入ることができ、その数量も、室内の人々の夜間休息の際に通常慣れている暗い環境を変えることができ、且つ、一般公衆が普遍的に受容可能な範囲を超えている。よって、Y設置街灯の外溢光線、乱射光線は確実に、「都市環境装飾照明規範」が指している障害光線の程度に達しており、既に強光によって引き起こされる光汚染を構成し、汚染を受けた住民は、告訴する権利を有している。

Yは、係争中の街灯は、その営業所の通常の照明に用いられており、その経営にとって、必須の措置であると主張しているが、調査によると、それは駅、空港、公道等の公共の場所において、公衆にサービスを提供するための必置の照明、装飾用の電灯ではなく、Yが単に自己の経営の便宜のために設置した街灯にすぎない。Yは、その他の方法でもって、その営業所の外部環境に照明を供するかまたは遮断等の必要な措置でY設置の街灯が他人の合法的な権利利益を侵害することを回避する条件を完全に具備している。Yによるこの抗弁は、不法行為の合理的免責事由とはならず、採用す

るところではない。

Yは、係争中の街灯は、Xに実際の損害結果をもたらしていないと主張している。環境汚染が人体の健康にもたらされる実際の損害結果には、その症状が明確で且つ計量方法によって反映されうる損害結果のみならず、その症状が明確でなく且つ暫くは計量方法によっては反映されえない損害結果も含まれている。光汚染が人体の健康にもたらされうる損害は、現在、既に公衆によって普遍的に認識されている。人々は夜間において、通常、暗い環境で休息をとることに慣れている。Y設置の街灯により、その周辺住民の住居内に射し込まれる外溢光線、乱射光線の数量は、人々の夜間休息時に通常慣れている暗い環境を変えるに十分であり、且つ、一般公衆の普遍的な受容限度を超えており、光汚染の程度は、比較的に明らかである。このような状況の下で、Xは、係争中の灯りはXをして安らかに睡眠を取ることを困難にし、よって、不眠、苛立ち等の症状が現れたと訴えているが、これは、正に係争中の灯りがXに対する実際の損害である。Xの訴えによるこれらの実際の損害は、日常生活の経験法則に合致しており、最高人民法院の「民事訴訟の証拠に関する若干の規定」第9条の規定に基づき、Xは立証責任を負わず、上記の損害は事実であると推定されるべきである。Yは、光汚染がXに対して実際の損害を与えたことを否認しているが、これにつき、Yは反証責任を負っている。ところが、Yは、係争中の灯りがXの身体健康に危害を生ぜしめなかった証拠を挙げることができず、Yによる抗弁理由も採用するところではない。

「中華人民共和国民法通則」第124条は、「国家の環境保護・污染防治の規定に違反して、環境を汚染し、他人に損害をもたらしたときは、法に基づき民事責任を負わなければならない。」と規定し、環境保護法第41条1項もまた、「環境汚染の危害をもたらしたときは、危害を排除するとともに、直接損害を受けた単位または個人に対してその損失を賠償しなければならない。」と規定している。Y設置の係争中の街灯の灯りは、既にXの正常な居住環

境並びに健康な生活に損害を与えており、環境汚染を構成する。Yは、当該侵害行為に合理的な免責事由があることを立証できないのであるから、危害除去の責任を負わねばならない。Yは、訴訟係属中に既に係争中の街灯の使用を停止しており、また、今後、再び使用しないことを承諾している。これは、法に悖ることなく、支持すべきである。Yによる不法行為がXに対して、好ましくない社会的影響をもたらしていないのであるから、XのYに対する公の場における謝罪の訴訟請求は、支持しない。また、Xは、Yに対して1元の損害賠償を請求しているが、光汚染による実際の損失額について立証できていない。よって、当該訴訟請求も支持しない。

〔裁判事例4〕胡昌林と江西九江電力供給会社間の環境汚染による損害賠償、差止請求事件（<sup>(73)</sup>2007年3月30日江西省九江市廬山区人民法院（2006）廬民一初字第116号、棄却。）

#### 4. 1 事実の概要

①X（原告、胡昌林）は、廬山区蓮花鎮蓮花村李家凹自然村43号に住む住民である。2002年初め、国家の電力建設のため、Y（被告、江西九江電力供給会社）は220kvの高圧線を架設する必要が生じ、当該高圧線はX居住の建物付近の上方を通らなければならなくなった。XはYの高圧線の架設行為が、「電力施設保護条例」（1987年9月15日国务院公布、1998年1月7日改正——文補）10条の「高架電力線路保護区内の導線・辺線が外側に水平に延び、且つ、地面と垂直して形成された2つの平行面内にある区域に関しては、通常地域の220kv導線の安全距離は15mとする。」との規定に違反しており、当該線路に安全上隠れた危険「安全隐患」があるとして、その架設に反対したが、当該高圧線はすでに架設済みである。また、Xは何度もYと協議を通じてこの問題を解決しようとしたが、Yとの協議は不調に終わった。そこで、Xは建物の前後の庭に植えてあった竹、茶、果樹等が枯死し、健康であった父が癌に罹患して亡くなったと主張し、「電力施設保護条例」10条、

同条例24条及び「民法通則」123条、134条に基づき、Yに対して侵害の停止、高圧電磁輻射による損害の除去及び高圧電磁輻射による経済損失10000元の賠償を求めて、提訴したのが本件である。

②これに対し、Yは高圧電線の架設は国家基準に合致しており、電磁輻射の強度も国家基準より低く、Xの上記請求には事実及び法的根拠がないから、Xの請求を棄却するよう求めた。

#### 4. 2 法院の判断

本件高圧線路の最も低い所の高圧線とXの家屋の屋根との垂直距離は21.623m、辺線の最も低い所とXの家屋の縁側〔檐廊角〕との最も近い水平距離は3.63mであり、これは、中華人民共和国經濟貿易委員会の1999年8月2日公布の中華人民共和国電力業界〔行業〕基準である「110—500kv高架送電線路の設計技術規程」の基準（同「規程」16条4号—「220kv導線と建築物間の垂直距離は少なくとも6m以上でなければならず、220kvのサイド導線と建築物間の水平距離は2.5m以上でなければならない。」）に達している。その水平距離は「電力施設保護条例実施細則」（1999年3月18日國家經濟貿易委員会公布——文補）5条に定めている、220kv電圧の導線辺線の最大風速下での建築物との水平安全距離5mには達していない。しかし、上記「規程」16条4号によると、220kv電圧のサイド導線と建築物間の最短水平距離は5mであり、これは、導線と都市の2階以上の〔多層〕建築物間の水平距離を指すものである。Xの家屋は都市企画範囲内にあらず、1階建て土木造瓦葺の家屋であり、本件高圧線とは同一水平面上にあるものではなく、Xの家屋と本件高圧線との垂直水平距離は2.5mである。しかも、Yは既に電柱の高さを上げる措置を探っており、その垂直距離が21.623mに達しているのであるから、これは、最短垂直距離6mの国家基準よりも遙かに高く、Xの家屋の安全を保障するのに十分である。また、現場における検査測定によると、Xの生活区域内の電場強度、磁気誘導〔磁感応〕の強度とともに、国家環境保護総局が1998年11月19日に承認した中華人民共和国環境保

護業界〔行業〕基準である「500kv 超高圧送電変電プロジェクト〔工程〕における電磁輻射に関する環境影響評価技術規範」（この規範は、500kv 超高圧送電変電プロジェクトにおける電磁輻射に関する環境影響評価に適用できるほか、本規範を参照して110kv、220kv、330kv 送電変電プロジェクトにおける電磁輻射に関する環境影響評価にも適用することができる。）で推奨されている電場頻度〔工頻電場〕、磁場強度の限界値〔限値〕（居住区域内の電場頻度の評価基準は4 kv/m であり、磁気誘導の強度の評価基準は0.1mT である。）より低いものであって、國家の環境保護に関する業界基準を満たしている。現在ある証拠によると、Y の高圧電線がX の家屋に損害及び安全上隠れた危険をもたらしていないことが証明される。X 及びY の提出した写真及び現場における検査測定の所見によると、X の家屋の前後にある植物の成長状態は良好であり、経済作物が枯死したとして10000元の経済損失の賠償を求めるX の請求は、証拠が足りず、支持しない。従って、本院は、本件高压線路の架設が国家の電力業界基準及び環境保護基準を満たしており、X に損害をもたらしていないことを認め、「中華人民共和国民法通則」123条、同法124条の規定に基づき、X のすべての請求を棄却する。

(1) 環境汚染・侵害に関する各国の呼称は異なっている。英米法においては、ニューサンス (nuisance) と呼ばれ、それは更にパブリック・ニューサンス (public nuisance) とプライベート・ニューサンス (private nuisance) に分かれる。

また、日本においては、論者によって「公害」または「生活妨害」と呼ばれている。「公害」には日照妨害・眺望侵害等が含まれないおそれがあり（旧公害対策基本法2条参照）、また、ジャーナリストイックに過ぎる嫌いがある（大塚直「生活妨害の差止に関する基礎的考察（1）」法学協会雑誌103巻4号601頁（1986年））等の批判があるが、「公害」の呼称が一般的であるように思われる。日本環境基本法2条3項における「公害」の定義は次のようにある。すなわち、「この法律において『公害』とは、環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。第16条第1項を除き、以下同じ。）、土壤の汚染、騒

音、振動、地盤の沈下（鉱物の採掘のための土地の掘削によるものを除く。以下同じ。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。）に係る被害が生ずることをいう」。

そして、ドイツではイミッシオーン（Immission）と呼ばれ、その根拠規定であるドイツ民法（BGB）906条（1959年12月29日改正法）は次のように規定している。すなわち、「①土地の所有者は、ガス、臭気、煙、煤、熱、騒音、振動の侵入及びその他の土地から来る類似の諸作用が、自己の土地の利用を侵害しないか、又は、非本質的に侵害するにすぎないときは、これを差止めることができない。②本質的侵害が、作用発生地の場所的慣行上の利用によって生じ、かつ、この種の土地の利用者に経済上期待できる措置によっては防止できない場合には、前項と同様とする。所有者が前段に従い、ある作用を認容しなければならない場合において、その作用が、自己の土地の場所的慣行上の利用又はその収益を期待できる程度を越えて侵害するときは、右の所有者は、作用発生地の利用者に対して、金銭による相当な調整的補償を請求することができる。③特別の誘導による侵入は許されない。」（訳は、大塚 直「生活妨害の差止に関する基礎的考察（6）」法学協会雑誌104巻9号1288頁（1987年）による）。フランスにおいては、「近隣妨害（trouble de vosinage）」と呼ばれている。

これらに対し、中国環境保護法2条は、「環境」の概念について次のように定義している。すなわち、「本法にいう環境とは、人類の生存と発展に影響を及ぼす各種の自然的なもの〔天然的〕及び人工的改造を経た自然要素の総体を指しており、大気、水、海洋、土地、鉱物資源、森林、草原、野生生物、自然遺跡、人文遺跡、自然保護区、風景名勝区、都市〔城市〕と農村〔郷村〕等が含まれる」。また、具体的な環境汚染の項目として、同法24条は、排気ガス、排水、固体廃棄物という、いわゆる「三廃」の他に、粉塵、悪臭ガス〔悪臭気体〕、放射性物質及び騒音、振動、電磁波放射等を挙げている。そして、上記の各用語（ニューサンス、公害、イミッシオーン等）に対応する中国語としては、「環境侵權」というものを用いている環境法学者が多く、それには「環境汚染」と「環境破壞」が含まれると一般的に解されているが、環境民事責任に関しては、中国環境保護法および各環境特別法、権利侵害責任法（2009年12月26日制定、2010年7月1日より施行）等は、文言上、環境汚染のみを挙げており、これに対しては、批判が強い。しかし、権利侵害責任法に関する立法解釈においては、この「環境汚染」には「生活環境に対する汚染」

及び「生態環境に対する汚染」が含まれ、また、「環境破壊」をも含みうる、広義の概念となっていることには注意すべきであろう（全国人民代表大会常務委員会法制工作委員会編・王勝明主編『中華人民共和国侵權責任法釈義』（法律出版社、2010年）324—5頁、以下、「釈義」として、引用する。なお、立法解釈に関しては、他に、①全国人民代表大会常務委員会法制工作委員会民法室編『中華人民共和国侵權責任法条文説明、立法理由及相關規定』（北京大学出版社、2010年、以下「規定」という）、②王勝明主編・全国人民代表大会常務委員会法制工作委員会民法室著『中華人民共和国侵權責任法条文解釈与立法背景』（人民法院出版社、2010年、以下「立法背景」という）などもあるが、その執筆者・内容は殆ど同様であるので、主に上記「釈義」のみで引用することとする）。本稿では、環境破壊をも含む、広義の概念として、「環境汚染」という用語を用いることとする。

- (2) 毛如柏（元全国人民代表大会常務委員会委員、元全国人民代表大会・環境及び資源保護委員会主任委員）「我国的環境問題和環境立法」法学評論2008年第2期4—5頁。
- (3) 大塚 直「生活妨害の差止に関する基礎的考察（1）」法学協会雑誌103巻4号597頁（1986年）。
- (4) 大塚 直「生活妨害の差止に関する裁判例の分析（4・完）」判例タイムズ650号34頁（1988年）。
- (5) 片岡直樹『中国環境污染防治法の研究』（成文堂、1997年）304頁。
- (6) 中国語の原語は「侵權責任法」であり、その訳としては、たとえば、「不法行為法」、「不法行為責任法」等、種々、ありうるが、本稿では便宜上、「権利侵害責任法」という用語を用いることとした。
- (7) 張新宝『侵權責任法原理』（中国人民大学出版社、2006年）371頁以下、楊立新『侵權行為法専論』（高等教育出版社、2006年）234頁以下、姚輝編著『民法学原理与案例教程』（中国人民大学出版社、2007年）561頁以下、馬俊駒=余延滿『民法原論（第3版）』（法律出版社、2007年）1071頁以下（余延滿執筆）、汪勁『環境法学』（北京大学出版社、2006年）578頁以下、特に582頁以下、王利明主編・郭明瑞=楊立新副主編『中国民法案例与学理研究（侵權行為篇・親屬繼承篇、第2版補訂版）』（法律出版社、2004年）172頁以下（房紹坤執筆）、竇玉珍主編『環境法』（清華大学出版社、2008年）105—9頁（馮琳執筆）、張梓太主編『環境与資源法学（第2版）』（科学出版社、2007年）111—17頁、王燦發=常紀文主編『環境法案例教程』（清華大学出版社・北京交通大学出版社、2008年）202頁以下（唐忠輝執筆）、蔡守秋主編

- 『環境法案例教程』（複旦大学出版社、2009年）218頁以下（王秀衛執筆）等。
- (8) 魏振瀛主編『民法（第3版）』（北京大学出版社・高等教育出版社、2007年）720—21頁（王成執筆）、呂忠梅『環境法学（第2版）』（法律出版社、2008年）160—163頁。
- (9) 前掲注7・馬余『民法原論（第3版）』1072頁（余延滿執筆）。
- (10) 「排気ガス」の中国語原語は、「廃気」である。以下、特に断らない限り、中国語の原語は、〔 〕で示すこととする。
- (11) 前掲注7・張新宝『侵权責任法原理』379頁、王利明＝楊立新『侵权行為法（1996年第1版）』（法律出版社、2008年、楊立新執筆）283—284頁等。
- (12) 前掲注1・「釈義」12頁、326頁。なお、このような見解を初めて明らかにしたのは、王勝明「我国的侵权責任法律制度——第11届全国人大代常委会專題講座第十講講演稿——」においてである（[www.npc.gov.cnnpc/xinwen/2009-6/27/content\\_1508483.htm](http://www.npc.gov.cnnpc/xinwen/2009-6/27/content_1508483.htm)、全国人民代表大会ネット）。但し、権利侵害責任法制定前のこれまでの判例実務は、必ずしもこのような区別による処理が貫徹されていないようと思われる。
- (13) 前掲注8・魏振瀛主編『民法（第3版）』720—21頁。
- (14) 前掲注8・呂忠梅『環境法学（第2版）』160—163頁。
- (15) 前掲注8・呂忠梅『環境法学（第2版）』163—164頁。
- (16) 王利明『侵权行為法研究（上巻）』（中国人民大学出版社、2004年）341頁以下、故意・過失と違法性の関係については、521頁以下参照。
- (17) 前掲注16・270頁。
- (18) 中国の民事責任の沿革も解明しなければならない問題ではあるが、残念ながら現在のところ、十分な資料はなく、今後の課題にせざるを得ない状況にある。また、不法行為の効果として、損害賠償のほかに、「侵害の停止」、「妨害の排除」等の差止め態を含む他の責任形態を認めるべきか否か（不法行為請求権と物権的請求権の関係も含めて）に関しては、主に魏振瀛教授（肯定説、物権的請求権を不法行為請求権に統合させるべきであるとする「一元説」、北京大学法学院）と崔建遠教授（否定説、不法行為請求権と物権的請求権の「棲み分け」を認める「二元説」、清华大学法学院）の間で、長らく「論争」が繰り広げられている。この点に関しては、立法的決着が付いたといえようが（「権利侵害責任法」15条ほか参照）、学者の中には不法行為の効果として、損害賠償に限るべきであるとするものも見受けられるのが現状である（例えば、張谷「作為救済法的侵权法，也是自由保障法——對

『中華人民共和国侵權責任法（草案）』的幾點意見』複印報刊資料（民商法学）2009年第8期3頁などがある）。本稿では、これらを取り上げることはしない。両教授の議論状況については、以下の論文の参照を願いたい。①魏振瀛「論債与責任的融合与分離——兼論民法典体系之革新」中国法学1998年第1期17頁、同「論民法典体系中的民事責任体系——我国民法典應建立新的民事責任体系」中外法学2001年第3期353頁、同「論請求權的性質与体系——未來我國民法典中的請求權」中外法学2003年第4期385頁、同「制定侵權責任法的學理分析——侵權行為之債立法模式的借鑑與變革」法学家2009年第1期1頁、「侵權責任法在我國民法中的地位及其與民法其他部分的關係——兼與傳統民法相關問題比較」中国法学2010年第2期27頁。②崔建遠「絕對權請求權抑或侵權責任方式」法學2002年第11期40頁、同「債法總則與我國民法典的制定——兼論賠禮道歉、恢復名譽、消除影響的定位」清華大學學報（哲學社會科學版）2003年第4期67頁、同「關於恢復原狀、返還財產的辨析」當代法學第19卷第1期（2005年1月号）63頁、同「論物權救濟模式的選擇及其依拠」清華大學學報（哲學社會科學版）2007年第3期111頁、「論歸責原則與侵權責任方式的關係」中国法学2010年第2期40頁。

- (19) 前掲注16・38—9頁、前掲注7・張新寶『侵權責任法原理』531-32頁、前掲注7・馬=余『民法原論（第3版）』1028頁（余延滿執筆）、前掲注8・魏振瀛主編『民法（第3版）』747頁（王成執筆）等。
- (20) 前掲注7・姚輝『民法學原理與案例教程』572—73頁。また、環境汚染訴訟に関して、筆者の調べた限りにおいては、他の2つの責任形態（「妨害の排除」、「危険の除去」）を含め、相隣関係に適用された判例が圧倒的に多い。
- (21) 民通意見162条1項は、次のように規定する。すなわち、「訴訟の係属中、侵害の停止、妨害の排除、危険の除去が必要となった場合、人民法院は、当事者の申立て又は職権に基づき、予め決定〔裁定〕を下すことができる」。一種の仮処分である。
- (22) 前掲注7・張新寶『侵權責任法原理』532—33頁。
- (23) 前掲注16・39頁。
- (24) 前掲注16・39—40頁、前掲注7・張新寶『侵權責任法原理』533—534頁。
- (25) 前掲注16・42頁。また、張新寶教授も原状回復には広義の原状回復と狭義の原状回復があるとし、前者には、謝罪、影響の除去、名譽回復などが含まれ、後者は財産損害にのみ適用されるとする（前掲注7・張新寶『侵權責任法原理』537頁）。
- (26) 大塚直「人格権に基づく差止請求」民商法雑誌116巻4・5合併号514頁

（1997年）。

- (27) 羅麗「環境侵害排除責任研究」河北法学第25卷第6期（2007年6月号）117頁。
- (28) 金瑞林『環境法学』（北京大学出版社、1999年）。引用は前掲注27・117頁により、引用者（羅麗）は頁数を明記していない。
- (29) 王燦發『環境法学教程』（中国政法大学出版社、1997年）。引用は前掲注27・117頁によっており、引用者（羅麗）は頁数を明記していない。
- (30) 前掲注29・王燦發『環境法学教程』134頁。引用は、孫祐海編著『日本企業のための中国環境法』（神岡リサーチ株式会社、2006年）12—10頁（第12章の10頁ということ、頁数の表記は同書による。以下同じ。）によっており、執筆者は明記されていない。
- (31) 環境汚染民事責任は、この4種類からなるとする者としては、前掲注28・金瑞林『環境法学』のほかに、前掲注8・呂忠梅『環境法学（第2版）』156—157頁、前掲注7・竇玉珍主編『環境法』107—8頁（馮琳執筆）、前掲注7・蔡守秋主編『環境法案例教程』222—24頁（王秀衛執筆）、前掲注7・汪勁『環境法学』578—585頁、などがある。なお、呂忠梅教授は、同著書において、環境汚染民事責任の負担方法として、この4種類しか挙げていないが、「妨害の排除」についての説明においては、「原状回復」をも認めるような記述となっている（本稿403頁の関連記述及び後掲注41参照）。
- (32) このように、環境汚染民事責任は、損失の賠償、侵害の停止、妨害の排除、危険の除去及び原状回復という5種類からなっているとする者としては、前掲注27・117頁のほかに、曹明徳『環境侵權法』（法律出版社、2000年）213—219頁、前掲注7・張梓太主編・115—16頁（執筆者不明）、前掲注7・王常・202—216頁（唐忠輝執筆）、鄧一峰『環境訴訟制度研究』（中国法制出版社、2008年）23—27頁、などがある。
- (33) 前掲注29・王燦發『環境法学教程』、前掲注30・12—10～12—12頁。
- (34) 前掲注7・張梓太・115頁（執筆者不明）。
- (35) 前掲注7・竇・107—108頁（馮琳執筆）。
- (36) 前掲注7・汪勁・582—585頁。
- (37) 前掲注7・蔡守秋・224頁（王秀衛執筆）。
- (38) 前掲注32・曹明徳・214頁。また、前掲注8・呂・156頁、前掲注30・12—10頁、前掲注32・鄧一峰・24頁もほぼ同旨。

- (39) 前掲注30・12—10頁（執筆者不明）。
- (40) 前掲注32・曹・214—215頁。
- (41) 前掲注8・呂・156頁。なお、同著書によると、環境権利利益の具体的な内容として、環境資源利用権（日照権、眺望権、景観権等）、環境状況を知る権利、環境事務参加権、環境侵害請求権が挙げられている（同書88—93頁参照）。
- (42) 同前156—57頁。
- (43) 前掲注32・曹・215頁。
- (44) 前掲注32・曹・218頁、前掲注7・張梓太・116頁（執筆者不明）、前掲注32・鄧・26頁。
- (45) 前掲注32・曹・218—19頁。
- (46) 前掲注27・117頁。
- (47) このような2要件説を探るものとして、前掲注7・竇・105—6頁（馮琳執筆）、前掲注7・蔡守秋・216—218頁（王秀衛執筆）などを挙げることができる。筆者の調べた限りにおいては、実質的にこの2要件説に属すると思われる「3要件説を除く」と——その効果はあまり変わらないが、形式上——ストレートにこの2要件説を探るものは、案外少ないようと思われる。
- (48) このような3要件説を探るものとして、前掲注7・張梓太・111—13頁、前掲注7・汪・566—578頁、前掲注7・楊立新『侵權行為法専論』235頁（違法性に関しては、国家の環境保護法規に違反することが必要。）、前掲注7・王利明主編『中国民法案例与学理研究』173—178頁（房紹坤執筆）、前掲注7・張新宝・373—378頁、前掲注11・王=楊『侵權行為法』284—6頁（楊立新執筆）、前掲注32・曹・158—186頁、王利明主編『民法（第3版）』（中国人民大学出版社、2007年）774—5頁（汪澤執筆、違法性の判断基準として、環境保護に関する国家の関連規定に違反することが必要）、などを挙げができる。
- (49) このような「3要件説を探るものとして、前掲注7・馬=余・1072—1074頁（余執筆）、前掲注7・王=常・202頁（唐忠輝執筆）、同書137頁（於文軒執筆）、前掲注8・呂・155—6頁、前掲注30・12—6～12—8頁、劉士国『現代侵權損害賠償研究』（法律出版社、1998年）206—215頁、何志『侵權責任判解研究与適用』（人民法院出版社、2009年）660—662頁前掲注1・「釈義」334頁、前掲注1・「規定」277頁、前掲注1・「立法背景」266頁、王利明主編『中華人民共和国侵權責任法釈義』（中国法制出版社、2010年）308—311頁（廖煥國執筆）、高聖平、管洪彥編著『侵權責任法典型判例研究』（中国法制出版社、2010年）506—510頁、奚曉明主編『侵權案

件指導案例評注』（中国法制出版社、2010年）227—228頁（袁春湘執筆）などがある。

また、前掲注1・「釈義」は、不法行為の一般的成立要件として、①「行為者がある行為を行ったこと」（行為）、②「行為者の行為時に故意・過失が存在したこと」（故意・過失）、③「被害者の民事権利利益が損害を受けたこと」（損害）、④「行為者の行為と被害者の損害との間に因果関係が存在すること」（因果関係）、という4要件を挙げており（同書39—45頁）、環境汚染による不法行為の成立要件は、②を除く他の3要件からなるとする（同書334頁）。その説明からは、ここにいう、「行為」とは違法性を捨象したものとなっている。従来の通説は、「違法性」を「加害行為」によって置き換えることはあっても、このような「行為」なる要件は掲げたことはなく、「故意・過失」と「違法性」の関係に関して、十分な論証を経ないまま、今回の権利侵害責任法は「違法性」要件を除外したように思われる。この点に関しては、他稿を期したい。

- (50) 中国の違法性に関する議論の整理に関しては、主に、前掲注7・馬=余・1072—1073頁（余執筆）及び張梓太「環境民事糾紛処理制度障碍分析」同主編『環境糾紛処理前沿問題研究——中日韓学者談』（清華大学出版社、2007年）2—5頁によっており、その中には原文にまで当たったものもあれば、原著を入手できなかったものもある。以下、すべて表記することとする。
- (51) 王家福主編『中国民法学・民法債権』（法律出版社、1991年、王衛国執筆）515頁。前掲注7・馬=余・1072頁、前掲注50・張・2頁。
- (52) 謝邦宇=李静堂『民事責任』（法律出版社、1991年）370頁。前掲注50・張・2頁。
- (53) 王利明主編『民法・侵權行為法』（中国人民大学出版社、1993年、郭明瑞執筆）456頁、郭明瑞=房紹坤=於向平編著『民事責任論』（中国社会科学出版社、1991年、郭明瑞執筆）222—226頁。前掲注7・馬=余・1072—1073頁、前掲注50・張・2—3頁。
- (54) 前掲注7・張新宝・375—6頁。前掲注7・馬=余・1073頁。
- (55) 張坤民、金瑞林主編『環境保護法講話』（清華大学出版社、1990年）164頁。前掲注50・張・2頁。
- (56) 前掲注49・劉士國『現代侵權損害賠償研究』209—213頁。前掲注7・馬=余・1073頁。
- (57) 前掲注7・馬=余・1073頁。

- (58) 梁慧星主編『中国民法典草案建議稿附理由——侵權行為編・繼承編』（法律出版社、2004年）90—91頁。
- (59) 前掲注7・張新宝・53頁、376頁。
- (60) 前掲注30・12—7頁（執筆者不明）。
- (61) 前掲注7・張新宝・54頁、前掲注16・354—356頁。
- (62) 前掲注7・張新宝・55頁。
- (63) 前掲注7・蔡守秋・216頁（王秀衛執筆）。
- (64) 「最高人民法院の民事訴訟の証拠に関する若干の規定」（2001年12月21日、法釋〔2001〕33号）73条1項は、「当事者の双方が同一事実についてそれぞれ相異なる証拠を挙げるも、相手方の証拠を否定する十分な証拠がないときは、人民法院は、事件の状況と結び付けて、一方の当事者が提出した証拠の証明力が明らかに他方の当事者が提出した証拠の証明力より大きいかどうかを判断するとともに、証明力の比較的大きい証拠を採用〔確認〕しなければならない」と規定する。李浩教授（南京師範大学法学院）は、この規定は、実質的に高度の蓋然性という証明基準を確立したと指摘している（江偉主編『民事訴訟法（第3版）』（高等教育出版社、2007年）201頁（李浩執筆））。
- (65) 前掲注32・鄧・249—250頁、張叡「環境侵權民事訴訟舉証責任分配之比較研究」河北法学第27巻第3期（2009年3月号）39頁。
- (66) 但し、張梓太教授は、被害者救済の見地から、免責事由に関しては、「被害者の故意」のみを認め、「不可抗力」、「第三者の故意・過失」は減責事由にもなり得ないと主張する（詳しくは、張梓太『環境法律責任研究』（商務印書館、2004年）104—116頁参照）。
- (67) この点に関連する行政法規としては、「放射性物品輸送安全管理条例」（2009年9月7日国务院第80回常務会議にて採択、2010年1月1日より施行）を挙げることができる。同条例2条2項における「放射性物品」の定義は次の通りである。すなわち、「本条例にいう放射性物品とは、放射性核種を含有し、且つ、その活性度及び比較活性度がともに国の定める検査免除値より高い物品を指す」。また、同条例第6章「法的責任」（49—66条）においては、放射性物品の関連監督管理部門、放射性物品輸送容器の設計・製造単位、放射性物品輸送依頼者、放射性物品輸送請負者が追い得る責任（主に、行政責任）について、詳細な規定を置いている。そして、同条例65条3項は、「核及び輻射事故により他人に損害を生じさせたときは、法に基づき民事責任を負わなければならない。」として、損害賠償に関する無過失

責任を採用している。

- (68) 本件は、桜井次郎「環境公害訴訟の事例研究——福建省寧德市屏南県のケース」北川秀樹編『中国の環境問題と法・政策——東アジアの持続可能な発展に向けて』（法律文化社、2008年）84頁に拠っている。また、判決文の中国語原文は入手することができなかった。
- (69) このように、原告が求めたのは抽象的不作為請求であり、より具体的に執行確保手段をも視野に入れた請求をした方が良かっただろう。また、本件の筆者（桜井次郎）によると、判決後現地を訪れたとき、判決前に比べて現地の植生は回復されておらず、不法投棄廃棄物の処理も全く行われていなかったようである（前掲注68・103頁参照）。しかし、後に見る〔裁判事例8〕では、裁判所が原告の本件のような抽象的差止請求に対して、具体的にその執行方法を指定して判決の執行を確保している。このような処理方法を含め、判決の執行を確保する方法をもっと工夫すべきであろう。
- また、中国民事訴訟法228条（2007年改正法）は、「判決、決定〔裁定〕及びその他の法律文書によって指定された行為に関して、被執行人が執行通知に基づき履行しなかったとき、人民法院は、強制執行又は、関連単位若しくはその他の者に委託して行わせることができ、その費用は被執行人が負担する。」と規定しており、この規定によると、差止判決の執行は代替執行でも可能である。また、後述の〔裁判事例10〕のように、間接強制の方法（基準に達するまで、一日につき100元の賠償を命じている）も考えられるのである。
- (70) 本件は前掲注7・汪勁『環境法学』581頁に拠っており、判決文の入手はできなかった。なお、このほかに、本件を紹介するものとして、前掲注7・蔡守秋主編『環境法案例教程』233—235頁（王秀衛執筆）、前掲注7・王燦發＝常紀文主編『環境法案例教程』144—146頁（於文軒執筆）、中国環境報2001年12月30日号などがある。
- (71) 「陸耀東訴永達公司環境汚染損害賠償糾紛案」最高人民法院公報2005年第5期40頁。
- (72) 「都市環境裝飾照明規範」（上海市質量技術監督局、2004年6月29日公布、2004年9月1日より施行）における各種定義——①「外溢光線／乱射光線〔雑散光〕」とは、照明措置が発する光の中心点〔光中〕が目標区域又はその境界線以外の部分に置かれる光線。②「障害光線」とは、外溢光線／乱射光線の数量又は方向が、人々の苛立ち、心地の悪さ、集中力の低下又は一部の重要な情報（例えば、交通信

号）に対する感知能力の低下を引き起こすことができ、ひいては、動・植物に対しても悪い影響が生じ得るときの、その光線。③「光汚染」とは、外溢光線／乱射光線の不利な影響により生じた好ましくない照明環境、狭義としては、すなわち、障害光線の消極的な影響を指す。

(73) 「胡昌林与江西九江供電公司環境汚染損害賠償糾紛案」[www.isinolaw.com/isinolaw](http://www.isinolaw.com/isinolaw),

(中華法律網——76588—10029302、2008年10月8日訪問)。